

目 次

◎会議録第1号（6月13日）議案説明

開 会	6
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	6
開 議	9
日程第2 会議録署名議員の指名	9
日程第3 会期の決定	9
日程第4 報告第 3号 平成28年度松前町繰越明許費繰越計算書の報告について	9
日程第5 報告第 4号 平成28事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について	11
日程第6 請願第 2号 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願	14
日程第7 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例）	14
日程第8 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	16
日程第9 議案第23号 松前町執行機関の附属機関設置条例	18
日程第10 議案第24号 松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例	20
日程第11 議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	21
日程第12 議案第26号 松前町農業委員会の委員の任命について	22
日程第13 議案第27号 松前町農業委員会の委員の任命について	22
日程第14 議案第28号 松前町農業委員会の委員の任命について	22
日程第15 議案第29号 松前町農業委員会の委員の任命について	22
日程第16 議案第30号 松前町農業委員会の委員の任命について	22
日程第17 議案第31号 松前町農業委員会の委員の任命について	22

日程第18	議案第32号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	22
日程第19	議案第33号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	22
日程第20	議案第34号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	22
日程第21	議案第35号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	22
日程第22	議案第36号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	22
日程第23	議案第37号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	23
日程第24	議案第38号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	23
日程第25	議案第39号	松前町農業委員会の委員の任命について……………	23
日程第26	議案第40号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	29
日程第27	議案第41号	平成29年度松前町一般会計補正予算 (第1号)……………	30
日程第28	議案第42号	平成29年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第1号)……………	30
日程第29	議案第43号	平成29年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)……………	30
日程第30	議案第44号	平成29年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第1号)……………	30
日程第31	議案第45号	平成29年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第1号)……………	30
日程第32	議案第46号	平成29年度松前町水道事業会計補正予 算(第1号)……………	31
散 会		……………	34

~~~~~

◎会議録第2号(6月19日)一般質問

|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 開 議  | ……………           | 38 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名…………… | 38 |
| 日程第2 | 一般質問            |    |
|      | 7番 村井慶太郎議員…………… | 38 |
|      | 8番 藤岡 緑議員……………  | 41 |
|      | 4番 影岡 俊範議員…………… | 51 |
|      | 1番 住田 英次議員…………… | 58 |
|      | 3番 金澤 浩議員……………  | 62 |
|      | 9番 加藤 博徳議員…………… | 82 |
| 散 会  | ……………           | 94 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◎会議録第3号（6月26日）委員長報告

|       |                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 100                                                                                                   |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 100                                                                                        |
| 日程第2  | 請願第2号 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する<br>国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・<br>廃絶国際条約の締結」を求める立場で行<br>動することを求める意見書提出について<br>の請願 100 |
| 日程第3  | 議案第23号 松前町執行機関の附属機関設置条例 101                                                                           |
| 日程第4  | 議案第24号 松前町公の施設に係る指定管理者の指定<br>の手續等に関する条例の一部を改正する<br>条例 102                                             |
| 日程第5  | 議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部を<br>改正する条例 103                                                               |
| 日程第6  | 議案第41号 平成29年度松前町一般会計補正予算<br>(第1号) 104                                                                 |
| 日程第7  | 議案第42号 平成29年度松前町国民健康保険特別会<br>計補正予算(第1号) 104                                                           |
| 日程第8  | 議案第44号 平成29年度松前町介護保険特別会計補<br>正予算(第1号) 104                                                             |
| 日程第9  | 議案第46号 平成29年度松前町水道事業会計補正予<br>算(第1号) 104                                                               |
| 日程第10 | 議員派遣の件 108                                                                                            |
| 閉 議   | 109                                                                                                   |
| 町長挨拶  | 109                                                                                                   |
| 閉 会   | 110                                                                                                   |

6月13日（第1号）

平成29年松前町議会第2回定例会会議録

平成29年6月13日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 住 田 英 次  | 2 番 田 中 周 作    | 3 番 金 澤 浩    |
| 4 番 影 岡 俊 範  | 5 番 稲 田 輝 宏    | 6 番 城 村 トキ子  |
| 7 番 村 井 慶太郎  | 8 番 藤 岡 緑      | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 八 束 正   | 11 番 岡 井 馨一郎   | 12 番 早 瀬 武 臣 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊 賀 上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                |           |
|----------------|-----------|
| 町 長            | 岡 本 靖     |
| 副 町 長          | 升 田 年 紀   |
| 教 育 長          | 本 馬 毅     |
| 総 務 部 長        | 久 津 那 良 幸 |
| 保健福祉部長         | 大 政 哲 志   |
| 産業建設部長         | 徳 居 芳 之   |
| 教育委員会<br>事務局 長 | 大 政 博 文   |
| 総 務 課 長        | 山 本 有 三   |
| 財 政 課 長        | 合 田 光 隆   |
| 財政課技監          | 近 藤 俊 彦   |
| 税 務 課 長        | 早 瀬 晴 美   |
| 国体推進課長         | 塩 梅 淳     |

|         |         |
|---------|---------|
| 福祉課長    | 西岡  きわ子 |
| 町民課長    | 重松  修平  |
| 保険課長    | 小池  良治  |
| 健康課長    | 和田  欣也  |
| まちづくり課長 | 松岡  謙三  |
| 産業課長    | 横山  眞史  |
| 上下水道課長  | 黒田  泰弘  |
| 会計課長    | 山田  運   |
| 学校教育課長  | 米澤  浩樹  |
| 社会教育課長  | 仲島  昌二  |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|         |        |
|---------|--------|
| 議会事務局長  | 栗田  真吾 |
| 議会事務局書記 | 楠田  匡志 |

平成29年松前町議会第2回定例会

議 事 日 程 表 No. 1

平成29年6月13日(火)

午前9時30分

開議

- 開 会
- 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告  
開 議
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第 3号 平成28年度松前町繰越明許費繰越計算書の報告について  
上程 報告 質疑
- 日程第5 報告第 4号 平成28事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について  
上程 報告 質疑
- 日程第6 請願第 2号 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願  
上程 委員会付託(総務産業建設)
- 日程第7 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(松前町税条例の一部を改正する条例)  
上程 提案理由説明 質疑 討論 採決
- 日程第8 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
上程 提案理由説明 質疑 討論 採決
- 日程第9 議案第23号 松前町執行機関の附属機関設置条例  
上程 提案理由説明 質疑 委員会付託(総務産業建設)
- 日程第10 議案第24号 松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例  
上程 提案理由説明 質疑 委員会付託(総務産業建設)
- 日程第11 議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
上程 提案理由説明 質疑 委員会付託(総務産業建設)
- 日程第12 議案第26号 松前町農業委員会の委員の任命について  
上程 提案理由説明 質疑 討論 採決

|       |        |                              |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第13 | 議案第27号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第14 | 議案第28号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第15 | 議案第29号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第16 | 議案第30号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第17 | 議案第31号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第18 | 議案第32号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第19 | 議案第33号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第20 | 議案第34号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第21 | 議案第35号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第22 | 議案第36号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第23 | 議案第37号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第24 | 議案第38号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第25 | 議案第39号 | 松前町農業委員会の委員の任命について           |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第26 | 議案第40号 | 人権擁護委員候補者の推薦について             |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                     |
| 日程第27 | 議案第41号 | 平成29年度松前町一般会計補正予算（第1号）       |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（予算決算）               |
| 日程第28 | 議案第42号 | 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（予算決算）               |

|       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第29 | 議案第43号 | 平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                      |
| 日程第30 | 議案第44号 | 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）    |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（予算決算）                |
| 日程第31 | 議案第45号 | 平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                      |
| 日程第32 | 議案第46号 | 平成29年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）      |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 委員会付託（予算決算）                |

午前9時30分 開会

○議長（岡井馨一郎） ただいまから平成29年松前町議会第2回定例会を開会します。

~~~~~

日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

裸麦の刈り入れを終えた町内の田んぼでは、田植えの時期を迎え、作業にいそしむ農家の皆さんで活気に満ちています。植えられた苗が順調に育ち、実り多い秋となるよう願っております。

本日、平成29年松前町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。本議会におきましては、平成29年度一般会計補正予算案を始め、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、4月29日に北海道松前町で開催された第70回松前さくらまつりにお招きをいただき、私と議長のほか4名で松前町を表敬訪問いたしました。会場となった松前城の公園には約250種、約1万本の桜が植えられており、一般的なソメイヨシノを初めナデンサクラやベニタマエなど、こちらではめったに見かけない種類の桜をたくさん目にいたしました。

また、この公園内に今回の訪問を記念して、私と議長とでイトククリという品種の桜の記念植樹を行いました。その名のごとく、松前と松前の糸をしっかりとくくって、きずなを紡ぎ、今後も交流を進めていきたいと思っております。

さらに、公園の特設会場では春の松前物産フェアが開催され、本町からもブースを出店して、全国一の生産量を誇る小魚珍味の販売や、今が旬の松前産ソラマメをさやごと焼いて食べる実演販売、昨年度新たに開発いたしました、裸麦でつくったおやつなどの販売を行いました。

本町のブースには多くの来場客が足を止め、準備していた商品が完売する人気の高さでした。今後もこのような機会を捉えて、積極的なPRに取り組み、特産品と町の知名度の向上に努めてまいります。

それでは、平成29年第2回定例会の開会に当たり、上程しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会について申し上げます。

愛顔つなぐえひめ国体の開催まであと109日、えひめ大会の開催まであと137日となりました。先月28日には、愛顔つなぐえひめ大会のリハーサル大会として、愛媛県障害者スポ

ーツ大会の卓球競技とサウンドテーブルテニスを開催し、競技運営などについて、愛媛県や競技団体との連携を確認し、無事大会を終了することができました。

今後もえひめ国体、えひめ大会の成功に向けPRイベントや体験イベントなどを開催し、大会の周知を図るとともに、全国から訪れる選手、監督、大会関係者や観覧者を温かくお迎えできるよう、万全の準備を進めてまいります。

また、町民の皆様には会場での応援やボランティアスタッフとしての支援など、様々な形で参加していただき、オール松前でおもてなしをする町民総参加の大会となりますよう、御協力をお願い申し上げます。

さらに、えひめ国体、えひめ大会の開催は本町を全国に紹介する絶好の機会であることから、全国から訪れる多くの方々に町の魅力を広く発信するとともに、競技会場となる松前町ホッケー公園や松前公園体育館を存分にPRし、町内外からの大会誘致などを通して、交流人口の拡大と地域の活性化を図ってまいります。

次に、保育所の施設整備について申し上げます。

10月の開設に向けて準備を進めております松前・宗意原統合保育所について、皆様に親しみを持っていただけるよう、新しい保育所にふさわしい名称を公募いたしましたところ、町内外から126通の応募をいただきました。そして、厳正な審査の結果、新しい保育所の名称は、松前ひまわり保育所に決定いたしました。ヒマワリは、日頃から親しみのある松前町の花であり、利用する子どもたちにとって分かりやすく呼びやすい名称であるとともに、ヒマワリのように元気にぐんぐん育つ子どもたちの活気あふれる保育所にしたいとの思いを込めて選定いたしました。今後も子どもたちが安全に過ごせる保育所となるよう、松前ひまわり保育所の開設に向けて準備を進めてまいります。

次に、国際交流について申し上げます。

4月15日、16日の2日間、松前町ホッケー公園において、松前町ホッケー国際交流事業を実施いたしました。オーストラリア・ニューサウスウェルズ州にあるホッケーの強豪クラブ、ブッシュレンジャーズの高校生男女を招へいし、伊予高校ホッケー部で構成するえひめ国体ホッケー少年男子愛媛選抜、及び松山南高校と松山中央高校のホッケー部で構成する少年女子愛媛選抜との交流試合を通して、競技力の向上を図りました。

また、交流試合には松前ホッケークラブの男子中学生も出場して、海外選手とスティックを交え、ふだん余り経験することのないスピードやパワーを肌で感じるなど、貴重な経験を積むことができました。試合当日は好天に恵まれ、青色のピッチを駆け巡る選手たちは力を出し切って戦い、気持ちのよい汗を流していました。

交流試合に続けて開催いたしましたウエルカムパーティーでは、愛媛とブッシュレンジャーズの選手がテーブルを囲んで、言葉の壁を感じることなく会話も弾み、和気あいあいと交流を深めました。パーティーの途中では互いの選手が即興で一緒に歌を歌ったり、ダ

ンスを披露するなど、異なる文化に対する理解と友好を深め、心温まる国際交流となりました。今後も国際化が進展する中、町の将来を担う子どもたちの国際感覚を身につけるため、異なる文化や価値観を認め合う地域社会づくりに向けて、国際交流を推進してまいります。

次に、まさき再発見事業について申し上げます。

先月14日にNPO法人地域美術展協会の御協力をいただき、町内の各所を巡るスケッチ会を開催いたしました。これは、御応募いただいた絵画愛好家の皆さんが今回のテーマ地である松前町を訪れて、絵画作品を制作していただくためのスケッチ会であり、完成した作品を集めた展覧会を開催することで、松前町のPRや地域の魅力再発見につなげるものであります。

スケッチ会当日は好天に恵まれ、東京を始め県内外から御参加いただいた44名の絵画愛好家の皆さんに、松前港や義農公園、親水公園、裸麦の麦畑など、松前を代表する名所を散策しながらスケッチを楽しんでいただきました。特に、収穫を間近に控えた裸麦の畑は黄金色に輝く、一番の見頃を迎えており、参加した皆さんの筆も一層進んでいるようございました。

このスケッチ会で描かれた絵画は、来年2月末から愛媛県美術館において、「第33回地展松前町を描く絵画展」と題し、展示会を開催いたします。また、3月5日から11日までの間、松前町内においても展示会を予定しておりますので、ぜひ多くの皆様に足を運んでいただき、絵画を通して松前町ならではの美しい自然や名所を再発見していただきたいと思っております。

次に、人権教育について申し上げます。

先月13日に松前町総合文化センターで、明るい人権の町づくり大会を開催いたしました。長年にわたり、本町における人権教育の推進に貢献いただいた方への表彰に続いて行われた記念公演では、セラピストとして、また心理トレーナーとしても御活躍中の俳優の水澤心吾さんに一人芝居「決断命のビザ、杉原千畝物語」を御公演いただきました。

第2次世界大戦中、ユダヤ人の命を救うため、自らの身の危険を顧みず、リトアニアでビザの発給を続けた日本人外交官の実話に基づく感動的な内容と、水澤さんの迫力の演技に胸が熱くなるとともに、人は全て生まれながらに自由と平等であり、尊ばれる存在でなければならないと改めて考えさせられました。今後も住民一人一人が、お互いの人権を守りながら安心して生活が送れるよう、思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくりに取り組んでまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には報告案件2件、専決処分の承認2件、条例案件3件、予算案件6件、その他同意を求めるもの14件、意見を求めるもの1件、合わせて28件の議案を提出し

ております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思えます。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（岡井馨一郎） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

13番三好勝利議員、14番伊賀上明治議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第3 会期の決定

○議長（岡井馨一郎） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月6日の議会運営委員会で協議の結果、本日から6月26日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月26日までの14日間と決定しました。

~~~~~

## 日程第4 報告第3号 平成28年度松前町繰越明許費繰越計算書の報告について （上程、報告、質疑）

○議長（岡井馨一郎） 日程第4、報告第3号平成28年度松前町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第3号平成28年度松前町繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、合田財政課長及び黒田上下水道課長に説明をさせます。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、報告第3号について補足説明いたします。

報告書と議案が一緒に書かれているほうの2ページをお開きください。

平成28年度の一般会計繰越明許費につきましては、28年度補正予算において繰越限度額を決定いたしました。29年度への繰越額が決定しましたので報告するものです。なお、繰越計算書の金額欄は補正予算で承認された限度額となっております。

初めに、2款1項総務管理費の庁舎照明制御板更新工事は、入札不調により繰り越しを予定しておりましたが、年度内に事業が完了しましたことから繰り越しは行いませんでした。

次の3項戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事務は、通知カード・個人番号カード交付事業費交付金について、地方公共団体情報システム機構からの請求が遅れることから、235万9,000円を繰り越しました。

次に、3款1項社会福祉費の高齢者施設等防犯対策強化支援事業は、国の補正に伴い3月補正で計上したもので、年度内の完了が困難なことから27万7,000円を繰り越しました。

次に、2項児童福祉費の二名保育所耐震シェルター設置事業は、工事に必要な資材搬入に時間を要したため162万円を繰り越しました。

続いて、5款1項農業費の土地改良事業は、入札不調により年度内での完了が見込めないため655万1,000円を繰り越しました。

次の国土調査事業は、国の経済対策により平成29年度事業分の補助金を前倒しして12月に補正計上したため、年度内の完成が見込めず3,367万1,000円を繰り越しました。

次に、7款2項道路橋りょう費の橋梁長寿命化修繕事業は、二級河川の占用協議など関係機関との調整に日数を要し、年度内での完成が見込めないため1,426万円を繰り越しました。

次の町道整備事業は、関係者との調整、及び用地交渉や家屋等の移転に係る補償交渉に日数を要し、年度内の完成が見込めないため1億226万円を繰り越しました。

続いて、3項河川費の土川水門・排水機場改修工事は、排水ポンプの作成に日数を要し、年度内での完成が見込めないため2,620万円を繰り越しました。

この結果、翌年度繰越額は繰越限度額に比べ5,254万2,000円減の1億8,759万8,000円となりました。

以上で一般会計分の補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 黒田上下水道課長。

○上下水道課長（黒田泰弘） それでは続きまして、公共下水道事業特別会計に関します部分について補足して御説明をいたします。

報告書の3ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、始めさせていただきます。

2款2項管渠建設事業でございますが、金額4,095万円、翌年度繰越額4,095万円の内訳

としまして、汚水南黒田自治区地区管渠工事及び汚水南黒田中庄自治区管渠工事と、これに係ります水道管移設工事2か所の計4か所の工事となっております。これらの工事を繰り越した理由としましては、施工に際しまして交通体系など地元調整に不測の日数を要したことや、補助事業の追加交付の決定が11月中旬にあったことから入札が12月中旬となり、年度内完成が見込めなくなったことなどでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第4号 平成28事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（岡井馨一郎） 日程第5、報告第4号平成28事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第4号平成28事業年度松前町土地開発公社収支決算について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせます。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、報告第4号について補足説明いたします。

報告書の8ページをお開きください。

初めに、1の概要ですが、平成28事業年度土地造成事業は行いませんでした。

次に、2の理事会の議決事項、次のページの3の役員に関する事項及び4の行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりとなっております。

続いて、10ページから公社の決算状況になります。

まず、収益的収入及び支出ですが、公社の事業活動に伴う収益と費用になります。

平成28事業年度の収入では、第1款第1項受取利息の決算額は1万2,727円で、収入合計も同額です。

次に、支出の1款1項販売費及び一般管理費の決算額は4万6,958円で、理事会及び幹事会の開催経費です。

次の2款1項予備費は、支出がありませんでしたので、支出合計は4万6,958円でした。

次の11ページは、決算の支出明細ですので御参照願います。

続いて、次のページ、12ページをお開きください。

これは、平成28事業年度の損益計算書で、公社の経営成績を明らかにするものです。

まず、1の事業収益と2の事業原価は該当がなく、事業総利益はありませんでした。

次に、3の販売費及び一般管理費は4万6,958円で、同額が事業損失になります。

次の4の事業外収益は受取利息で1万2,727円になり、5の事業外費用は該当がありませんでした。この結果3万4,231円が経常損失となり、当期純損失も同額となりました。

続いて、13ページからは事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状況を明らかにするものです。

まず、左側の資産の部では、1の流動資産のうち現金及び預金は689万2,707円、開発中土地が5,540万6,866円で、流動資産合計は6,229万9,573円となっています。

このうち開発中土地は、南黒田工業団地造成事業に係る支出額となっています。

次の2の固定資産につきましては、長期性預金が500万円で、固定資産合計も同額です。この結果、資産合計は6,729万9,573円となりました。

続いて右側の負債の部ですが、事業資金として借り入れている長期借入金5,262万5,000円が負債合計になります。

次に、資本の部ですが、1の資本金は松前町からの出資金500万円が資本金合計となります。2の準備金は、前期繰越準備金から当期純損失を差し引いた967万4,573円となっています。この結果、資本合計は1,467万4,573円に、また負債資本合計は6,729万9,573円となり、左側の資産合計の額と一致します。

次の14ページからは、平成28事業年度中におけるキャッシュ・フロー計算書です。これは、事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもので、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。なお、現金同等物は、定期預金については満期日が3か月以内のものを対象としているため、6の現金及び現金同等物期末残高と前のページの貸借対照表、流動資産での現金及び預金との額は一致しておりません。

このほか、次の16ページ以降の財産目録については、公社が保有する全ての資産と負債を整理したもので、13ページの貸借対照表にありました財産の関係を再度掲載したものです。御参照をお願いいたします。

次に、18ページから21ページにつきまして附属明細表です。ここまで説明いたしました決算書の参考書類になります。

最後の22ページは、決算審査の意見書を添付しております。

なお、当決算につきましては、本年5月16日にて土地開発公社理事会を開催し、決算認

定を受けております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

7 番村井慶太郎議員。

○7 番（村井慶太郎議員） 今御説明していただきましたが、これ事業が立ち上がって10年ぐらいはもうたっていると思うんですけど、毎年ほぼ同じ報告が上がってくるんですが。もう10年近くなつとんで、何か進展があるんかないんか、そこらをお聞かせ願いたいんですが。

○議長（岡井馨一郎） 産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 28年度から南黒田工業団地の実施に向け、再度、伊予市や愛媛県と都市計画決定に係る関係各機関との協議を再開しました。

そして、28年10月16日には鳥ノ木北団地の地元代表者の方への説明会を再開しました。その後、平成29年1月26日には、先ほど申し上げた説明会の議事録を鳥ノ木北団地全戸に回覧して、住民の方から出てきた意見を伊予市が取りまとめて、それが松前町に提出されました。平成29年5月21日、30日に鳥ノ木北団地の全住民を対象に水害の懸念について、愛媛大学の南黒田工業団地造成による影響調査の結果内容を中心とした説明会を2回実施し、延べ約40世帯余りのうち31名の出席がございました。今後はこの2回の地元説明会で出た意見を取りまとめて、緩衝緑地や鳥ノ木北団地に接続する道路の計画等について伊予市と協議を進めた上で、松前町と伊予市における建設、維持管理の際のそれぞれの対応範囲を明確にし、地元への説明会を重ねていき、事業実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

事業経過は以上のとおりです。

○議長（岡井馨一郎） 7 番村井慶太郎議員。

○7 番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。前向いては一步一步進んでいっとなるかなっちゃうような感じなんですけど、もう一個ここで聞きたいんですが、仮に業者が決定するとしまさいね、今。そのときにそういう、伊予市の承諾から何から得るんにその事業化になるんは、すんなり行って、どれくらいの期間がかかるものなんですか。お聞きしたいんですが。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 事業化につきましては、まず地元の方の同意を得るとともに、業者の方を選定する必要があると思います。地区計画という都市計画を起こす都合上、一般的には2年から3年は必要だろうと考えております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） けつを決めていただいて、3年以内にやるよとか、けつを決めといてから手法をいろいろやってもらわなると、だらだらもう10年からたつとんで、何の進展もないようじゃ。鳴り物入りで入った事業なんで、そうでしょ。地元の人もみんな期待しとったんですが、これが10年たっても全然前に進んでないもので、もうぜひ3年以内ぐらいにめどを立ててほしいなと私は思います。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を終わります。

報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第6 請願第2号 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、  
「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願（上程、委員会付託（総務産業建設））

○議長（岡井馨一郎） 日程第6、請願第2号日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願を議題とします。

請願につきましては、お手元にお配りしております請願書の写しのとおりです。

お諮りします。

請願第2号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本請願は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第7、議案第21号専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第21号について提案理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、松前町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、

松前町税条例の一部を改正する条例を専決第3号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

内容につきましては、早瀬税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 早瀬税務課長。

○税務課長（早瀬晴美） 専決第3号について補足して説明をいたします。

議案は23ページ、参考資料は1ページから改正の概要を記載しておりますので、お開きください。

今回の改正は、全て平成29年度税制改正によるもので、改正の主なものとしまして13項目を改正の概要として挙げています。

それでは、参考資料により各税目ごとに説明させていただきます。

まず、個人住民税に関する主なものとしまして、1の条例第33条附則第16条の3、附則第20条の2及び附則第20条の3関係につきましては、上場株式等に係る配当所得について納税者が所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。

引き続き個人住民税ですが、次の2ページをお願いします。

8の附則第8条関係の改正ですが、肉用牛を売却した場合において、平成30年度までの各年度の個人住民税について、所得割の額を免除するとした特例期間を平成33年度まで3年延長するものです。

また、12の附則第17条の2関係の改正ですが、今まで平成29年度までとしていた優良住宅の造成等のための長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を3年間延長し、平成32年度までとしています。

資料、戻りまして1ページをお願いします。

法人町民税に関する主なものとしまして、2の条例第48条及び第50条関係の改正ですが、法人税が増額更正される場合の期間について、更正の翌日から修正申告書に係る更正の通知をした日までとしていたものを、増額更正の通知をした日までと増額と明確化されました。

固定資産税に関する主なものとしまして、3の条例第61条関係の改正ですが、震災等により消滅した償却資産に代わる資産等に対する課税標準の特例について規定をされました。

また、次の4の条例第61条の2、附則第10条の2第17項及び第18項、条例第63条の2関係の改正では、特定の事業の用に供する固定資産に関する特例措置、わがまち特例の新設に伴う規定の整備を行っておりますが、現在町内でこの特例の対象となる事業所はありません。

また、次の5の条例第63条の2関係の改正では、タワーマンションといわれる超高層建

建築物を評価する際の補正方法について規定しております。

資料、次の2ページをお願いします。

6の条例第63条の3関係、7の条例第74条の2関係の改正は、被災市街地復興推進地域に定められた場合の規定の整備を行いました。

続きまして、9の附則第10条及び第10条の3の改正は、認定長期優良住宅について、耐震又は熱損失防止改修が行われた場合の規定を整備しました。

続きまして、軽自動車税に関する主なものとしまして、10の附則第16条関係の改正ですが、環境性能の優れた軽自動車等の普及を推進するため、燃費性能に応じて税率を軽減しているグリーン化特例について、その適用を2年延長し、平成31年度分までとする規定を整備しました。

また、11の附則第16条の2関係の改正は、グリーン化特例の減税対象車両に係る軽自動車税について、自動車製造者等の偽り、その他不正の手段により認定等を受けたことを理由として、国土交通大臣が当該認定等を取り消したときは、それを申請したものを賦課期日現在における当該不足額に係る軽自動車の所有者とみなして軽自動車税を課すに関する規定を適用する措置を講ずることとしました。

その他につきましては、地方税法の一部改正に伴う語句及び引用条文等の改正を行ったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第21号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第8、議案第22号専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第22号について提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決第4号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

内容につきましては、早瀬税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 早瀬税務課長。

○税務課長（早瀬晴美） 専決第4号について補足して説明をいたします。

議案書は53ページ、参考資料は3ページに改正の概要を記載しておりますのでお開きください。

今回の改正は、地方税法の改正により、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について算定方法の変更を行ったものです。

まず、5割軽減では基準額を26万5,000円から27万円に、次に2割軽減では基準額を48万円から49万円に引き上げるものであります。資料中の表は改正について示したもので、左側が現行制度で、右側が改正後の制度となっております。

なお、この条例は平成29年4月1日より施行となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第22号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第23号 松前町執行機関の附属機関設置条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（岡井馨一郎） 日程第9、議案第23号松前町執行機関の附属機関設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第23号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関を設置するため、所要の整備を行うものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第23号について補足して説明いたします。

議案書の57ページと参考資料の5ページをお開きください。

まず、参考資料の5ページを御覧ください。1の制定の理由としまして、地方自治法には地方公共団体が審議や調査を行う機関を設ける場合、設置根拠を法律又は条例に基づくよう規定しています。しかし、当町では計画の策定や個別課題の解決策を練り上げる際に、一部条例ではなく要綱等で外部の有識者などで組織する機関を設置していました。そのため、この条例の制定は地方自治法に則した対応をとるために行うものです。

2の附属機関については、地方自治法第138条の4及び202条の3に規定しております。

3の見直しの手順につきましては、要綱等により設置されている審議会等について、次の6ページにあります判断基準に照らして、附属機関としての性格を有し、附属機関として設置することが妥当であると判断したものを条例化しました。

6ページの4の附属機関の設置、運営等の判断基準は、表のとおりでございます。

5では、附属機関設置条例の制定に伴い、附属機関の委員に対して支払う報酬について規定の整備を行いました。

次に、議案書の57ページを御覧ください。

第1条の趣旨では、制定の理由と範囲を定めています。第2条では、附属機関の設置に関して名称、担任する事項、構成員について定めています。第3条では秘密保持について、第4条では委任事項について定めています。なお、附則の1としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。また、附則の2としまして、経過措置を定めています。

次に、58ページになりますが、附則の3としましては、松前町特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を表のとおり改正するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 今説明していただきましたが、1か所だけ教えていただきましたんですが。第2条の第3項ですかね。ここに秘密保持とありますよね。これは秘密保持せないかんような理由がどういふうなことが理由で秘密保持にするのか、お聞かせ願いたいんですが。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 内容によっては、そういうことが出てくるということがございます。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 内容によってはということですが、具体的な内容、秘密保持にせないかんような内容というのは、どのような内容のことなんですか。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 個人情報に係るような事例の場合でございます。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 個人情報ということだったら、納得できます。何でもかんでも秘密じゃなくて、公開するんが基本かなということなんで、個人情報なら仕方がないなという。分かりました。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） ちょっと補足させていただきます。

普通役場の職員の一般職の地方公務員というのは、地方公務員法で守秘義務が課せられています。ところが、こういう非常勤の審議会の委員さんとかの場合は特別職の公務員でありまして、この守秘義務の地方公務員の規定が適用されなくなっているんです。ですから、一般職は守秘義務があるのに特別職はないということではまずいので、条例で守秘義務をかけるというのがこの規定の趣旨でございます。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第23号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常

任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第10 議案第24号 松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（岡井馨一郎） 日程第10、議案第24号松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第24号について提案理由を申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定に係る手続において、評価委員会への諮問を義務付けるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第24号について補足して説明いたします。

議案書の63ページ、参考資料は7ページをお願いします。

参考資料で説明させていただきます。

まず、条例改正の理由でございます。今回の改正は、松前町公の施設指定管理者応募団体等評価委員会を地方自治法に規定する附属機関として条例設置するため、改正を行っております。主な改正点としましては、1としまして、公の施設指定管理者応募団体等評価委員会の担任事項や委員の定数等について条例に規定しています。

2としまして、条例の改正に併せて、文言等の全体的な見直しを行っております。

次に、松前町執行機関の附属機関設置条例との違いについてですが、地方自治法に則した対応をとる点については同じであります。松前町執行機関の附属機関設置条例は、既に要綱等で設置した機関に密接に関連する条例が制定されていない機関について、一括して整備を行ったものです。

一方、松前町公の施設指定管理者応募団体等評価委員会については、関連する個別の条例（松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例）があるため、一括して整備を図った附属機関設置条例に評価委員会の設置を規定するのではなく、指定管理者を指定するための手続が一連で把握できるよう本条例に規定するものです。

附属機関として設置する機関に密接に関連する個別の条例がないものについては、附属機関設置条例で一括整備し、関連する個別の条例があるものについては、その条例を一部改正することとしています。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（岡井馨一郎） 日程第11、議案第25号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第25号について提案理由を申し上げます。

人事院規則の改正により、国家公務員の育児休業等の承認要件が緩和されたことに伴い、本町職員の育児休業等もこれに合わせるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第25号について補足して説明いたします。

議案書69ページ、参考資料は9ページをお願いいたします。

参考資料で説明をさせていただきます。

条例改正の概要でございます。今回の改正は、国家公務員との均衡を図るため、育児休業を再度取得することができる特別な事情がある場合、育児休業期間の再度の延長ができる特別な事情がある場合、育児短時間勤務の終了から1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別な事情がある場合を追加しております。これらは、保育所等に保育の申し込みを行ってはいけるけれども、定員に空きがない等の理由により、保育所等が利用できない場合が該当いたします。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第25号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第26号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第13 議案第27号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第28号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第15 議案第29号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第16 議案第30号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第17 議案第31号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第18 議案第32号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第19 議案第33号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第20 議案第34号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第21 議案第35号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第22 議案第36号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第23 議案第37号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第24 議案第38号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第25 議案第39号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第12、議案第26号松前町農業委員会の委員の任命について、ないし、日程第25、議案第39号松前町農業委員会の委員の任命について、14件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第26号から議案第39号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

任期満了に伴う農業委員会の委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、それぞれ同意を求めるものです。

内容につきましては、横山産業課長に説明をさせますので、御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 横山産業課長。

○産業課長（横山眞史） それでは、松前町農業委員会の委員に任命について補足して御説明いたします。

議案第26号から議案第35号までの住所、氏名、生年月日について、議案番号順に御説明いたします。

議案書の73ページをお開きください。議案第26号、住所、伊予郡松前町大字鶴吉1017番地1、氏名、池内直人、生年月日、昭和35年4月10日。

75ページ。議案第27号、住所、伊予郡松前町大字東古泉401番地2、氏名、三好充、生年月日、昭和14年11月8日。

77ページ。議案第28号、住所、伊予郡松前町大字上高柳196番地、氏名、大西薫一、生年月日、昭和29年11月7日。

79ページ。議案第29号、住所、伊予郡松前町大字南黒田178番地2、氏名、住田公則、生年月日、昭和29年3月25日。

81ページ。議案第30号、住所、伊予郡松前町大字北川原357番地、氏名、大川助俊、生年月日、昭和15年2月25日。

83ページ。議案第31号、住所、伊予郡松前町大字横田67番地5、氏名、篠崎保、生年月日、昭和27年12月9日。

85ページ。議案第32号、住所、伊予郡松前町大字西古泉23番地、氏名、常盤尚徳、生年月日、昭和13年1月23日。

87ページ。議案第33号、住所、伊予郡松前町大字中川原646番地、氏名、中村清則、生年月日、昭和23年2月2日。

89ページ。議案第34号、住所、伊予郡松前町大字昌農内484番地3、氏名、喜安英男、生年月日、昭和24年8月13日。

91ページ。議案第35号、住所、伊予郡松前町大字徳丸645番地2、氏名、伊藤彰秀、生年月日、昭和28年1月12日。

93ページ。議案第36号、住所……。

(「さっき横山さん、議案第35号までじゃないの。議案第35号以降は言えんことない。議案第35号まで一括言うたんや。議案第36号は次に言うんやろ」「39まで……」「いいや、5言うた。35言うた。議案第35号まで言うた。36から向こうは言えんよ」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 私は議案第39号と……。

(「35言うた。聞いとるんや。35言うた」の声あり)

それが事実であれば、再度言い直します。

私のほうで。

議案第26号から議案第39号まで……。

(「課長に言わさないかんよ」の声あり)

課長のほうが言ったか、議長が言ったか、そのあたりはどういうふうになってます。

(「課長が議案第35号まで言うけん、36から向こうは言えんわい」との声あり)

はい。ほいじゃ、課長のほうに答弁させます。

○産業課長(横山眞史) 議案第26号から議案第39号までです。失礼しました。

続きまして、93ページ。議案第36号、住所、伊予郡松前町大字出作215番地、氏名、神野尊久、生年月日、昭和18年1月8日。

95ページ。議案第37号、住所、伊予郡松前町大字恵久美253番地5、氏名、大政浩史、生年月日、昭和35年8月2日。

97ページ。議案第38号、住所、伊予郡松前町大字鶴吉355番地3、氏名、久津那良一、生年月日、昭和28年9月19日。

99ページ。議案第39号、住所、伊予郡松前町大字浜891番地、氏名、鳥越英子、生年月日、昭和17年1月9日。

なお、参考資料11ページから16ページにかけて、本人の略歴等を添付しておりますの

で、御一覧ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

議案第26号、池内直人さんについて質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第26号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第27号、三好充さんについて質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第27号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第28号、大西薫一さんについて質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第28号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第29号、住田公則さんについて質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第30号、大川助俊さんについて質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第31号、篠崎保さんについて質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第31号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しま

した。

議案第32号、常盤尚徳さんについて質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第32号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第33号、中村清則さんについて質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第33号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第34号、喜安英男さんについて質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第34号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第35号、伊藤彰秀さんについて質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第35号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第36号、神野尊久さんについて質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第37号、大政浩史さんについて質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第37号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

議案第38号、久津那良一さんについて質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。  
採決を行います。  
議案第38号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。  
議案第39号、鳥越英子さんについて質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。  
採決を行います。  
議案第39号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。  
暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時0分 再開

○議長(岡井馨一郎) 再開いたします。

~~~~~

日程第26 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(岡井馨一郎) 日程第26、議案第40号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第40号について提案理由を申し上げます。

任期満了に伴う人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によ

り、議会の意見を求めるものです。

内容につきましては、仲島社会教育課長に説明をさせますので、御審議の上、御意見を賜りますようお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 仲島社会教育課長。

○社会教育課長（仲島昌二） それでは、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦について補足説明をいたします。

住所、伊予郡松前町大字西古泉536番地、氏名武智和孝、生年月日、昭和24年8月2日。次のページに参考資料として経歴を掲載しております。御一覧ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第40号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

日程第27 議案第41号 平成29年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第28 議案第42号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第29 議案第43号 平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第30 議案第44号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第31 議案第45号 平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第32 議案第46号 平成29年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（岡井馨一郎） 日程第27、議案第41号平成29年度松前町一般会計補正予算第1号、日程第28、議案第42号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第29、議案第43号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程第30、議案第44号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号、日程第31、議案第45号平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号、及び日程第32、議案第46号平成29年度松前町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第41号から議案第46号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

平成29年度松前町一般会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3億2,107万7,000円を追加し、総額を100億3,317万6,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の17ページをお開きください。

公園緑地水辺の保全につきましては、昨年完成したホッケー公園に必要な備品を購入するとともに、国体開催期間中にえひめフリーWi-Fiが使用できるよう整備を行います。また、松前公園につきましては、利用者が準備運動や整理運動を行えるよう、新たに健康器具を設置するとともに、既存の歩道に衝撃吸収性の高い舗装材を用いたランニングコースを設置して、快適な施設環境の充実に努めます。

子育て支援の充実ににつきましては、現在建設中の松前ひまわり保育所の消防設備の点検や、電気工作物の保安管理のための経費を計上しています。また、松前小学校放課後児童クラブを新たに整備するため、その整備地となる宗意原保育所の建物解体の設計を行います。

学校教育の充実ににつきましては、園児たちが安全に安心して施設を使用できるよう、松前幼稚園の受水槽の架台取替工事や古城幼稚園の正門の改修工事を行います。

農水産業の振興につきましては、未整備の農道や水路、老朽化した揚水施設などの新設や改良を行い、労力の軽減や維持管理に係る経費を節減することにより、担い手の確保や育成、農地利用集積の向上を目指し、農業経営の安定化を図ります。

道路交通網の充実ににつきましては、安全な道路交通環境確保のため、町道等の維持管理

を行うとともに、橋りょうの急速な老朽化に対応するため、橋梁長寿命化修繕事業を行います。

コミュニティの育成につきましては、地域のコミュニティ施設の整備などに対し助成を行い、地域住民が快適に生活できるようコミュニティ活動を支援します。

計画的な自治体運営の推進につきましては、庁舎の駐車場不足を解消するため、旧保健センターを解体し、跡地を駐車場として整備するための設計を行います。

なお、6月補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が2億1,111万2,000円、一般財源が1億996万5,000円となっております。

予算の議案書31ページをお開きください。

議案第42号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ112万3,000円を追加し、総額を39億8,678万円とするものです。

予算の議案書47ページをお開きください。

議案第43号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ84万4,000円を減額し、総額を4億3,520万1,000円とするものです。本補正予算は、人事異動に伴う人件費のみとなっております。

予算の議案書61ページをお開きください。

議案第44号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号は、規定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ484万5,000円を追加し、総額を25億5,546万4,000円とするものです。

予算の議案書79ページをお開きください。

議案第45号平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ51万2,000円を追加し、総額を6億4,570万9,000円とするものです。本補正予算は、人事異動に伴う人件費のみとなっております。

予算の議案書93ページをお開きください。

議案第46号平成29年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の予算から収益的支出において8万6,000円を減額し、資本的支出において2,503万8,000円を追加するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

議案第41号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第41号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第42号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第42号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第43号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第43号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第44号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第44号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第45号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第46号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第46号所管を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 三 好 勝 利

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

6月19日（第2号）

平成29年松前町議会第2回定例会会議録

平成29年6月19日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 住田 英次  | 2番 田中 周作   | 3番 金澤 浩   |
| 4番 影岡 俊範  | 5番 稲田 輝宏   | 6番 城村 トキ子 |
| 7番 村井 慶太郎 | 8番 藤岡 緑    | 9番 加藤 博徳  |
| 10番 八束 正  | 11番 岡井 馨一郎 | 12番 早瀬 武臣 |
| 13番 三好 勝利 | 14番 伊賀上 明治 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 町 長             | 岡本 靖   |
| 副町長             | 升田 年紀  |
| 教育長             | 本馬 毅   |
| 総務部長            | 久津那 良幸 |
| 保健福祉部長          | 大政 哲志  |
| 産業建設部長          | 徳居 芳之  |
| 教育委員会<br>事務局 局長 | 大政 博文  |
| 総務課長            | 山本 有三  |
| 財政課長            | 合田 光隆  |
| 財政課技監           | 近藤 俊彦  |
| 税務課長            | 早瀬 晴美  |
| 国体推進課長          | 塩 梅 淳  |

|             |         |
|-------------|---------|
| 福祉課長        | 西岡  きわ子 |
| 町民課長        | 重松  修平  |
| 保険課長        | 小池  良治  |
| 健康課長        | 和田  欣也  |
| まちづくり<br>課長 | 松岡  謙三  |
| 産業課長        | 横山  眞史  |
| 上下水道課長      | 黒田  泰弘  |
| 会計課長        | 山田  運   |
| 学校教育課長      | 米澤  浩樹  |
| 社会教育課長      | 仲島  昌二  |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |        |
|-------------|--------|
| 議会事務局長      | 栗田  真吾 |
| 議会事務局<br>書記 | 楠田  匡志 |

平成29年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.2

|      |               |         |    |
|------|---------------|---------|----|
|      | 平成29年6月19日(月) | 午前9時30分 | 開議 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名    |         |    |
| 日程第2 | 一般質問(提出順位)    |         |    |

午前9時30分 開議

○議長（岡井馨一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

1 番住田英次議員、2 番田中周作議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

7 番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 7 番村井慶太郎、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

今回は、1つの質問に絞って質問をさせていただきたいと思います。

節電について、多分これは節約についてと思うんですが、電力の自由化が昨今話題になっておりますが、庁舎や学校などの関係施設をより節約できる電力会社、これ新電力ですよ、変更する考えはというのが最初と、もう一丁は、庁舎及び関係施設全体のLED化、これをしまして電気の節約に努めるような考えをお伺いします。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 村井議員の御質問に答弁をいたします。

節電というか、電気料金の節約についての御質問をいただきました。

平成12年3月から開始されました電力の小売自由化は、順次その範囲が拡大され、昨年の4月に完全自由化となりました。国や自治体が発注する官公需契約というのは、原則競争入札でありますので、電力につきましても、小売自由化になれば、競争入札が原則となります。

役場の庁舎で契約しております高圧電力は、平成16年から自由化をされておりまして、新電力事業者との契約が可能となっております。ただ、当時は新電力事業者の登録数がそれほど多くもなく、自由化された市場での新電力のシェアも2%程度と、ごくわずかであったことから、四国電力と新電力事業者を含めた競争入札への移行については、検討を行っていませんでした。しかしながら、東日本大震災後に起きた、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う電力の供給不足などをきっかけに、電気の供給体制や料金制度が見直さ

れ、平成25年4月に電力システムに関する改革方針が閣議決定されました。これに伴って、新電力への登録事業者数は大幅に増加し、現在では全国で約400社が電力自由化に参入をしています。県内で利用できる事業者も複数出てきておりまして、近隣の自治体では、松山市立中学校が平成25年7月から、愛媛県中予地方局が平成28年1月から競争入札による契約の導入に踏み切っています。松山市立中学では、年間で約6%の電気料金が削減されているそうであります。こうした経緯や近隣の実績を踏まえ、町有施設の電力受給契約について、新電力事業者を含めた競争入札による契約の導入に向けて研究を進めていきたいと思っております。

次に、LED化ですけれども、役場の庁舎の照明につきましては、平成23年3月から蛍光灯の交換時に随時LED照明へ切替えを行っています。現在、約31%をLED照明に変更し、使用頻度の高い執務室に限りますと、約75%をLED照明に切り替えています。また、松前公園、文化センター、福祉センターなどの町有施設につきましても、庁舎と同様、蛍光灯交換時にLED照明への切替えを行っています。このほか、学校につきましても、一部の体育館におきまして、耐震化工事にあわせて、LED照明の切替えを行っています。

LED照明は、蛍光灯と比較して、使用電力が約半分に押さえられ、平均寿命も長いという利点がありますけれども、価格については、切替えを始めた平成23年当時、蛍光灯に比べ約30倍と高額なものであり、全ての照明を一斉にLED化することは困難であると判断をしていました。しかし、LED照明の普及に伴い低価格化が進み、現在では蛍光灯価格の10倍程度となっています。現在の価格を基にしてLED照明の全面導入についてコストを試算してみましたところ、導入から数年間で蛍光灯よりコスト削減になることが分かりました。こうしたことから、昨年度建設いたしました北伊予小学校放課後児童クラブや、現在建設中の松前ひまわり保育所など、新設の施設につきましては、全面LED照明を導入しています。今後は、既存の施設につきましても順次全面LED化を進めていく方向で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 大変親切な、丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、LED化ですかね、これは蛍光灯を交換していくんやということで、かなり進んでいるようですが、今民間でリース会社とかが、費用は全部リース会社が持ってくれるんですわ。交換するに、仮に庁舎全体するんやったら、仮に5,000万円要るんやったら、5,000万円は全部初期投資ゼロでリース会社が持っていて、減額になった電気代、50%ぐらいになったら、それから2割か3割ずつリース料に払うてくれということで、初期投資ゼロでできるような仕組みも結構あるんですよ、民間で。そういうようなことも

考えていただいて、節電に努めていただいたらどうかなというんと、新電力、これ今民間ではかなり進んでおります。それで、町長も言われたように、松山の小・中学校でもかなり進んで、新電力の入札、町長が言われたように、競争入札ですかね、こういうことで、松山市の小・中学校は、かなりやっております、庁舎はまだみたいなんですけどね。

それで、これ2年ぐらい前に、県の入札で入札とったところがちょっとトラブルがありまして、なかなか愛媛県では進んでないようなんですが、高松のほうでは、香川県、かなり進んでいるんですね、自由化。今も、町長おっしゃられたように、6%。ちょっと調べたところによりますと、庁舎が、学校など関係施設ですよ、ざっとした、松前町、大体年間6,500万円ぐらい電気代が要っとなんですが、その6%というたら、かなり大きな金額で、これを節約に努めていただいたらええんかなと思うんですが。

今回、私がなぜこういう質問をさせていただいたかというのと、本町は愛媛県でもトップクラスの納税率、みんな一生懸命町民納税に努めとんですけどね、納税率の優劣を町民は望んだるわけやないんでね、納税したお金をどのように使いよんか、どのように適切に使いよんかということが、町民は多分関心が高いと思うんです。ですから、私も議員になって10年余りですが、当初から一貫して、税金無駄に使われてないんかと思うて、ずっと調査や、そんなことをさせていただきよんですけどですね、こういうふうには1円でも節減できて、町民のためになったらいいのかなと思うて、今回これ質問させていただきました。

それと、松前町も、もうちょっと新電力に関してもっと勉強していただいて、ほかの自治体もかなり進んだるもんで、宿題与えるようで悪いんですけど、今6月ですか、来年度ぐらいから新電力を導入していただいて。全然難しくないんです。書類の書換えだけなんです。送電線は、四電のを使うし、もし仮に入札でとった業者が破綻しても、今はバックアップで四電と協定して、停電も一切ないような契約になっておるんで。ただ、契約を新電力を変えるというだけで、電気代が10%前後の、契約にもよりますが、10%ぐらいは節約できるんで、来年度ぐらいからどうにか導入していただきたいんですけど、そこらのお答えはもらえますかね。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 時期はまだ明言はできませんが、ただいま答弁をさせていただきましたとおり、新しい新電力事業者を含めた競争入札の導入に向けて検討を進めたいと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） なるべく早く新電力に切り替えていただいて、町民の税金を1円でも無駄に使わんようなことで、ぜひお願いと言うたら、また怒られるんですが、お願いして、私の質問と代えさせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

8 番藤岡緑議員。

○8 番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました8 番藤岡緑でございます。通告書に従って、質問をさせていただきます。

まず最初に、防災についてなんですが、3 点の視点から質問をさせていただきたいと思っております。

1 番目、避難所単位ごとの合同訓練の実施に向けてお伺いします。

阪神大震災の大規模災害や避難所運営など、ほとんど誰も経験をしたことのないような悲惨な体験からの教訓として、地域連携やコミュニティの大切さを享受し、自助、共助の考えの下につくられた自主防災会は、今や松前町町内全域にできています。また、会自体がそれぞれ活動しながら、地域住民の防災意識を高め、また実践力も徐々に磨き、災害時に備える体制づくりをしてきたのではないのでしょうか。ただ、各地域ごとの防災会の訓練の内容がそれぞれ異なり、住民参加率も防災意識も温度差があるようです。しかし、発災時には、指定避難所に決められた地域の住民以外にも緊急避難的に来られる、あるいは旅行者やけが人など、想定外の人数に膨れ上がり、避難所運営も訓練どおりにはいかない、大変な状況になってくるということは、これまでの東北、熊本などの大規模地震後の経験談でよく聞く話でもあります。そのため、少なくとも同じ避難所に集まる自主防災会同士の合同訓練をしておかないと、いざというときには、機動力も実践力においても問題が多く、混乱が生じるのではないかと懸念されます。先日の自主防災会連合会主催の講演会においても、実際の東北大震災の経験を踏まえてのお話の中で、この合同訓練は絶対に必要であると強調されていました。

そこで、町としても、連合会の自主性に任すだけでなく、エリアごとの合同訓練のモデル等を示して、行動、実践しやすい環境づくりを考えてはいただけないか、町としてのお考えをお聞かせください。

次に、防災士の活用についてお伺いいたします。

これまでに、町の支援の下、多くの防災士を輩出してきましたが、地域防災士として地域の防災活動に十分対応できるような存在になっているのでしょうか。防災に力を入れて、先進的に進める体制づくりを継続的に行っていく上においても、防災士を有機的に活用しない手はないと思います。100人を突破する防災士の個々のパワーを結集し、どう地域防災へ組み込んでいき、活用しているかという点、それぞれの地域間格差があって、十分に活用しているとは言いがたいのではないのでしょうか。やはり地域防災力向上に向けて、そのエリアの防災士が自主防災会の訓練や活動計画に参画できるシステムづくりが必要ではないのでしょうか。町としてのフォローやバックアップ、自主防への働き掛けなど、考え方を聞きたいと思います。

そして、防災についてもう一点、世帯人名簿の確立についてお伺いします。

災害発生時に、自主防災会がそのエリアの住人の安否確認をする際、各人が隣近所や家族の把握をして、その情報をつなげて、全体を掌握していくプロセスに、基となる世帯人名簿があるとスピーディーにできてくるし、その上、要配慮者の確認もできると、その後の救助や避難誘導に重要な役割を果たしてくると思います。

平常時の個人情報の慎重な保持と発災時の取扱いについて、町として各地域の現状の把握はできているのでしょうか。これが、地域ごとにしっかりできていると、今後の合同訓練や活動も更にしやすくなるのではないのでしょうか。町として、これらを前向きに進めていく働き掛けや呼び掛けについてどのような方策を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、大きな2番目の国体本番に向けての質問にしたいと思います。

いよいよ国体本番まで100日を切ろうとしています。全国から集まる多くの人々へのおもてなしや観光アピールなどの準備は順調に行われているのでしょうか。県内それぞれの自治体が着々とそれぞれの特徴をアピールすべく、また選手、監督、関係団体が気持ちよく競技を行い、いい記録や結果を出せるように、受け入れ側の体制づくりが終盤を迎えているところだと思います。当町としましても、国体誘致担当種目が決まってから、急ピッチのその準備に関わってきて、実行委員会の各専門部局として日常業務をしながら、今年のプレ国体などもこなしてきて、本番に向け、問題点の解消や、更なる充実に向けまい進されていることと思います。

さて、私が今回質問している項目は、国体をきっかけにして、大きなこれからの可能性についてであります。

国体を単なるスポーツイベントとして捉えるのではなく、全国から集まる多くの人々に松前町を知ってもらい、宣伝できる絶好のチャンスと考え、心に残るおもてなしをし、印象に残る町として再び訪れていただき、交流を深めてもらうためにも、観光面の充実を図りたいと考えます。町民側も、町の案内やガイド育成、観光コースのセレクトなど、急ピッチで準備に努めています。できれば、国体本番はもちろん、この機運を継続させ、観光事業の確立や町の特産品の流通ルートの拡大にもつながっていけばとも期待するところです。町として、このビッグチャンスを大切に、国体本番、さらに今後に向けてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

3番目、最後の質問になりますが、税金や保険料の徴収、必要書類の送付ミスなどの町の対応についてお伺いいたします。

固定資産税徴収に当たっての課税誤りや返信書類の送付ミス、また後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の徴収ミスなど、平成29年度当初に立て続けにこのようなミスが重なりました。これらに対する住民への信頼回復に向け、原因を調査し、速やかにプレスリリースし、今後の対応についても言及し、町としての対応は、私はよかった

と思います。とはいえ、それぞれ異なる原因でこのようなミスが頻発したのではないかと推測されます。特に、電算プログラムの処理ミスなどは、高額な管理料を払っている町の立場から、チェック体制の整備を徹底的に行っていただきたいと思います。また、広域連合処理システムの判定誤りについては、国と広域連合との連携を密にしてもらって、更なる適正運営を促すべきだと思います。今後とも、再発防止に向けてなお一層の慎重さを求めるところですが、町のお考えをお聞かせください。

以上、最初の質問といたします。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

防災についての御質問の中で、避難所単位ごとの合同訓練の実施について質問をいただきました。

松前町の指定避難所は9か所となっており、大規模な災害が発生した場合、1つの避難所に複数の地区から避難してくることになります。避難所の運営は、避難者が主体となって行っていくことから、避難所に避難してくる複数の地区、自主防災組織が協力して、合同で避難所運営をしていくことが必要となります。そのため、平常時における避難所運営訓練においては、地区ごとの訓練はもちろんでありますが、複数の地区が1つの避難所に避難してきた場合を想定した合同訓練も必要と考えており、昨年の町の総合防災訓練で初めて筒井地区と宗意原地区合同の避難所運営訓練を松前公園体育館で実施いたしました。この訓練では、2地区合同で避難所運営本部を立ち上げ、松前町避難所運営マニュアルを基に避難所運営に取り組んだところですが、今後このような実践的な訓練を各地域において実施する必要があると感じたところです。このため、町といたしましては、避難所が同じ地区を選んで、モデル的な合同避難所運営訓練を実施し、これに他地域の自主防災組織の役員や防災士の皆さんに、訓練する地域の住民役として参加をってもらう取組を計画したいと考えております。訓練内容につきましては、これから検討することになりますが、まずは実際に取り組み、皆さんに参加してもらうことが必要と考えておき、これを契機として、各自主防災組織において自主的な合同訓練が行われることを期待しています。

なお、来る7月1日に県主催の避難所運営リーダー育成研修会が松前町で開催されます。各地区の自主防災組織に御案内をしているところです。多くの皆さんに御参加いただき、避難所運営についての理解を深めていただければと思っております。

その他の質問につきましては、副町長及び関係部課長から答弁いたします。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、今後の国体本番に向けてについてお答えをいたしま

す。

愛顔つなぐえひめ国体松前町実行委員会では、心のこもったおもてなしで温かく迎えよう、松前町の魅力を全国に発信しようを目標に、全国から訪れる選手団や応援団等をお迎えする準備を進めているところです。おもてなしとしては、競技会場の最寄り駅に案内所を設置するほか、競技会場周辺道路には、児童・生徒や花ボランティアが植栽した応援プランターと歓迎のぼり旗を設置し、温かくお迎えすることとしております。

競技会場では、触れ合いと友情の場を広げるため、応援プランター、歓迎のぼり旗に加え、児童・生徒が手作りした各県のぼり旗を設置し、児童・生徒による応援観戦を実施します。また、訪れた方々の憩いと町民との交流の場として休憩所を設置し、松前の特産品の裸麦、ヒマワリの種、ちりめん等を使った料理やお菓子、飲み物を振る舞いとして無料提供します。

次に、魅力を発信しようでは、各競技会場で松前町タウンガイドや愛媛県実行委員会がつくる観戦ガイドブックを配布し、松前町の名所、特産品を紹介するほか、選手団、競技役員へ裸麦御飯の弁当を提供することとしております。

そのほかに、町内観光ガイドボランティアグループから、国体開催期間中、競技会場内において自転車等による周遊観光パンフレットの配布や観光案内をしたいとの申し出をいただいております。こうした動きに合わせて、町としてもレンタル自転車の設置の検討を始めたところです。また、商工会等各種団体に対しても、国体を産業振興のチャンスとして捉え、特産品の宣伝や販路の拡大につなげる取組を実施するよう呼び掛けていきたいと考えています。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 私のほうからは、防災についてのうち、防災士の活用と世帯人名簿の確立はについてお答えいたします。

まず、防災士の活用についてですが、松前町の防災士は、昨年度47人を新たに養成し、現在134人で、各地区に4人から9人の防災士がいらっしゃいます。安全・安心のまちづくりに向け、各地域の防災士が地域防災力の向上に寄与することを期待しているところであります。

防災士の役割としましては、平常時には各地区での防災意識の啓発や、自助・共助活動の訓練等で指導的立場になっていただくこと、また災害時には被災者支援や被害拡大の軽減等に関わっていただくこと等があります。災害時に被害を少しでも減らすためには、平常時の活動が特に重要になってきます。そのため、地域の自主防災組織での防災訓練等においても、防災士の方々が中心となって積極的に取り組んでいる地域も多数あります。さらに、防災インストラクター養成講座を受講して、防災インストラクターの資格も取得さ

れている方も12人いらっしゃいますし、その防災士の皆さんは、各地区で積極的に活動され、その結果、地域の自主防災組織の積極的な活動にもつながっています。

町としましては、このように地区の自主防災組織と防災士が一体となって地域の防災力向上に取り組んでいくことを期待しているところであります。

防災士の資格を取得された皆さんは、地域防災力向上に対する思いは高いものがあると思いますので、各地域においては、地域の防災士の皆さんと日頃から話し合いを持ち、地域防災におけるいろいろな課題を共有し、防災士のスキルを生かしながら、効果のある取組を行っていただきたいと思います。

町といたしましては、今後いろいろな機会を捉えて、防災士が地域での防災力向上の取組に積極的に参画できるよう自主防災組織と防災士の連携の強化について働き掛けていきたいと思えます。

次に、世帯人名簿の確立はについてお答えします。

大規模な災害発生時に、各地区の自主防災組織がその地区の方が被害を受ける状況となっている場合に、できる範囲で救出・救護活動を行うことは、自主防災組織の役割の一つとなります。そのためには、平常時から地域内にどういった人がどういった環境で生活しているかを把握しておくことは、いざというときの的確な判断と行動につながると思えます。

災害時に特に避難行動が困難となる方については、避難行動要支援者名簿を作成し、各地区の自主防災会長や民生児童委員に配布し、いざという時の名簿登載者の避難行動に係る支援に役立てていただくこととしております。

議員御提案の各地区における世帯人名簿につきましても、平素から地区内にどういった方がどれだけ住まわれているか等の状況把握ができ、災害時の避難状況等安否確認や救出、救護等の応急対応のために効果はあると考えます。ただ、そういった名簿作成については、避難行動要支援者名簿のように法律的な根拠がないため、現時点で作成するためには各地区で独自に取り組んでいただくこととなります。また、その情報収集に当たっては、個人情報保護の観点から、各地区で住民の方々に協力をお願いし、取扱い等に同意を得て収集することとなります。各地区においてそのような手続を経て独自に取り組んでいただくことは可能と考えますが、地区の考えや状況も様々であると思えますので、町から各地区の取組を推進するようなことは考えておりません。そのような名簿がない中でも、隣近所の日頃のお付き合いや各地区での情報共有や訓練を通して、名簿はなくても、災害時等での適切な対応ができるようにしていただきたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 住民サービスのミスに対する信頼回復と再発防止についてお答えします。

御指摘のありました住民サービスのミスにつきましては、いずれの事案も速やかに是正するとともに、該当する方に対しましてお詫びしています。また、これらの概要や再発防止対策について、報道発表を行い、広く町民の皆様にお知らせしました。

再発防止対策としましては、事務処理関係では、複数の担当職員による相互チェックを義務付けるなど、ヒューマンエラーの防止に努めてまいります。

システム関係につきましては、まず電算業者に対しましてプログラム内容の再確認と修正の指示を行うとともに、今後の対応を文書で提出させました。電算システムの更なる管理の徹底を行うため、制度改正等によるシステム改修が必要となった場合は、特に内部検証を強化しています。具体的には、システムの見える化を行い、システムを改修する場合には、改修箇所とデータの流れ及びデータ処理過程等のプログラム内容を書面で提出させるとともに、テストランを行うなどして、提供されたプログラムが適正に動作するかをチェックしています。また、広域連合電算処理システムは国がつくったシステムで、国において再発防止に取り組み、適切に対応するものと考えています。

今後とも、再発防止に真摯に取り組み、町民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） それぞれの質問に対してお答えをいただきました。

今、一つ一つちょっと見ていきたいんですけども、まず先ほどの小池課長からの話の中に、一応いろんな形でヒューマンエラーを起こさないようにしたりとか、それから電算関係の会社に対しても、原因追求のための修正や、また書面でのそのてん末をきっちりとするというようなことで、それぞれについてされていると思います。また、広域の連合処理システムに関しても、国が関与していることについては、町として不可抗力的なものもあると思うんですけども、私がいつも懸念しておりますのは、スピードアップして、それぞれについてのミスをちゃんとリリースして、住民からの不信感というものは余りなかったように思うんですけど、実際のところ、その中でこれはどうなのかというような住民からの何かクレームというか、そういったものは実際にはなかったのですか。私は聞いていないんですけども、そのところ。

○議長（岡井馨一郎） 小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 特にはございませんでした。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） それならよかったのですけど。

私の覚えている限りでは、去年の段階でも、保険料のことでやっぱりかなりのミスがいろいろ出てきていたような感じがするんですが、そのときの反省を踏まえて今回いろいろ

とされたようなんですが、さらにこれは国の関係のこともあったんですが、またミスが出てきたというようなことで、結果的には原因はそれぞれのところにあると思うんですが、最終的にやっぱり住民の方から何をしているんだというふうに思われることのないように、これからもいろんなことについて対処をスピーディーに、しかもそれを包み隠さずきちっとやっていただきたいという。

私も、いつも思うんですが、電算会社には、かなりいつも高い、いうたら料金を払って、電算のほうのをしてもらっているわけですから、それだけのことはやっぱりきちっとしていただかないと、先ほどの村井議員じゃないですけども、やっぱり税金の使い道とか、そういったところで本当にそれでいいのかというようなことにもつながりかねないということで、そこはひとつ慎重にお願いしたいと思います。

それから、先ほどの防災に関係するところなんですが、町長からモデル的運営を考えているということで、避難所運営の合同訓練のことについてということですが、これいつ頃から開始されるような予定なんですが、ちょっと具体的に聞きたいんですが。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） まだきちんと整備はできておりませんが、今年度中には実施したいと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今年度中ということは、3月までにやるということによろしいんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） そういうことです。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 私がなぜこのような質問をしたかと言いますと、先ほど町長からのお話で、町の総合訓練の中で、一つ筒井のほうでされたということは聞いたんですけども、やはりそれぞれの自主防がそれなりの年数たって、そして訓練もしてるんですけど、かなり温度差があるわけです。だから、その温度差のある中の防災に対する考えや住民に対する考えの自主防の考え方もいろいろ違ってきていますので、そこが2か所、3か所、一緒になって合同で訓練するということになる、ハードルがありまして、自主防同士でこちらからこういう訓練をしたいかっていう申込みをしても、うちはそういうところではちょっと違うんだとかということで、しにくいという部分がありまして、そうこうして単独では訓練をそれぞれしているんですけども、合同でなかなかやれてないという状況の中で、先ほどのように、やっぱりこういう形でやるといいよってというようなモデル的なものがあったり、あるいは町のほうからちょっとプッシュアップしていただくと、やはりこれは大切なことだなということで、やっていただけるんじゃないかなということで、1つ

でも2つでも進めていきたい、そしてまたそういうケースを増やしていくことによって、ああこれは自主防としてやっていかないといけないなというような広報にもなると思うんです。ですから、非常にそのあたりそろそろ単独の訓練でなくて、合同的な、特に避難所に関しては私はそれが必要じゃないかなと思いますので、ぜひそういう形でのものを急いでつくり、そして今年度内にするということでありましたら、ぜひまたそういうケースを皆さんに見せていただきたいということで、私たちも期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどの防災士の活用の件なんですが、それぞれ今後100人を超える防災士が生まれることになって、個々の防災士の方々のスキルも上がってきてると思います。また、防災士も10年近くされてる方もおられますし、この間なられた方も、いろんな県や、あるいは自治体、そして協議会議のほうからとか、いろんなところからお声がかかりまして、愛媛県にもやっと自主防災会の、愛媛県最後だったんですけど、支部ができましたので、多分そこらあたりからも声がかかってくるのではないかなと思います。ですと、防災士一人一人のスキルは上がっても、それをせっかくそういう人たちが育ってきても、その地域、自主防で十分活用されてなければ、私は非常にもったいないなという気がいたしますし、それぞれが自主防と、それから防災士がやっぱり連携して関係を強化することによって、更に強い防災力につながっていくというふうに思うんですけれども、先ほど部長のほうから、防災士と自主防との間の関係強化のための働き掛けをしていきたいということではあるんですが、具体的にどのようなことを考えておられるんですか。よろしくお願ひします。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議員さん言われたように、温度差というのは、各地域によってもあると思いますので、基本的には自主防災組織と防災士の皆さんが自主的に自分たちの地域はこういうふうにしていこうという形で進めていくのが本来の姿ではあると思いますけれども、なかなか進みにくいというところがあると思いますので、先ほど避難所運営訓練というようなところの機会も捉えて、お互いのところが連携できるような方向で取組を進めていきたいと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 私は、自分のところの自主防の関係もあるんですけれども、自主防がいろんな年度計画とか立てると思うんですね、年間の大体、そういったときに、できれば防災士が参画できるようなものがあると、防災士がかなり中に入ってきて、有機的な活動ができると思うんです。だから、そういうような、後からこういうことができたから防災士さん協力してください、手伝ってくださいではなくて、できればそういう計画の中に、それをつくっていくときに参画できるように、これは地域地域の先ほども言わ

れたように温度差があるので、町がこうしなさい、ああしなさいという話ではないのかもしれないんですけども、やはりこういった例もありますよぐらいのことで、ちょっと押ししていただくと、違ってくるのかなという気はいたしております。

それから、世帯人名簿のことなんですけど、これは法的根拠がないので、個人情報との絡みがあって、各地域で自主的に、それができるところであれば、やってもらいたいけれども、なかなか町としてこれをしなさいと言うわけにはいかない、そしてまた隣近所、そういったところをきっちりと連携することによって、わざわざ名簿をつくらなくてもいけるのではないかということではあるんですけど、やはり非常に大きな発災が起こったとき、小規模なものでは大丈夫なんですけど、大きなものが起これば、規模が大きければ大きいほど、やはり世帯人名簿というのは非常に重要な役割を果たすのではないかなという気がいたしておりますので、このあたり法律の根拠がないとか、個人情報という壁をどうクリアしていくかということは、今後私たちも考えていかなきゃならないことかなというふうに思いますので、これに対して私が町に対してどうのこうのということは、これ以上は言いません。

最後になりましたが、先ほど国体に関連して、おもてなしというところについて、ちょっとそこに視点を置いてお話しさせていただいたと思うんですけど、非常にいろんなことを具体的に副町長のほうからお答えをいただきまして、おもてなしに関しては、国体に関する国体の期間、その前後については、おもてなしとしては非常に考えられていると思うんですけども、私は、もう一つそこを更に進めていって、今先ほど私の質問の中にもありましたけれども、町民も非常にこれを大きな機会を捉えているわけなんです。ですから、何の機会かと言うと、松前町を世に知らしめると言ったらちょっとオーバーかもしれないんですけども、やっぱり北海道の松前町のほうが、コンピューターで、PCでやると、先にヒットするんです。ですから、有名度と云ったら、松前町よりも松前町のほうが有名なんです。だから、私たちとしては、もうちょっとやっぱり松前町が全国知名度を上げるためにも、また国体というイベント、これはものすごく大きな機会ではないかなということで、いろんなことを考えておられると思うんですけど、もう少し町民が今その機運に乗っているというチャンスを生かして、更に前向きに町として動いていただけたらなというふうに。自転車もレンタル自転車でも回ることも、一つ考えの中にあるというふうなことも出てきているんですけど、レンタル自転車となれば、当然管理の問題とか、やればやったでいろんなことが出てくると思うんですけど、町民としても、どこまで自分たちがお手伝いできるのか、どういうふうにやっていったらいいのかということにちょっと試行錯誤している部分もあります。町自身も、どこまでやってくれるのかなという部分が合って、お互いがやっぱりちょっと試行錯誤しているところがあるんじゃないかなと思うんで、お互いがもう一歩ずつ前へ踏み込むことによって、これが一つのいい流れになるのではないかなとい

うふうに思うんですが、通常の仕事をしながら、職員体制としても大変だとは思いますが、この期間中は、そのあたり、職員体制のほうは大丈夫なんでしょうか。こういうことを聞いてあれなんですけど、私はその辺が、住民の人たちとどこまでやっていけるのかなということちょっと心配になっているんですが、その点はどうなんでしょう。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 町民との連携の中で、職員の体制はどうなるのかという御質問だったと思うんですけれども、レンタルサイクルに関しましては、町としましては、その管理運営については、できればボランティアグループ等の対応がやっていただけるというのが望ましいというふうには考えているわけなんですけれども、それがまだ体制が整っていないとか、そういったことで、現時点ではちょっと難しいというようなことになる場合も当然出てくるとは思っております。そういった場合に、職員がやるというのは、これもまた職員がそんなに十分いるわけでもございませんので難しいと思いますので、そういった場合につきましては、民間活力の導入であるとか、そういうことも含めて検討したいというふうには考えております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 知恵と工夫で、そのあたりを前向きに十分に検討できたら、時間も余りありませんけれども、いいものができていくのではないかなということで、私は考えております。

そして、もちろんおもてなしのこともありますし、できれば、裸麦の非常におやつのこととか、いろんなことで、町の特産品というものについて、いろんなアイテムを考えておられるようなんですが、これもやはりいい機会で販路拡大の時期にもなるとも思いますし、いろんなものに利用できるのではないかなというふうに思います。ですから、いろんなところに関係各位にお声掛けをされて進めておられるとは思いますが、私がやっぱり国体という花火をぱんと上げて、終わったら、しゅるしゅるっと何か火が消えてしまうということにならないように、できる限りそれを何かのいい形につなげていっていただきたい。そして、松前町は非常に、言ったら、ふるさと納税に関しても、余り派手なことはしない、それからそういう一つのかたい路線というのは感じるんですけれども、やっぱり歳出を削減する、歳出を抑えていくということはとても大事なことですけれども、歳入のほうも増やしていくための一つの大きな仕掛けになるのではないかなという気もいたしますので、このあたりお考えもいろいろあると思うんですけれども、ぜひこの機会を利用して、松前町を知らしめながら、松前町の特産品、そういったものも広げていただきたい。そしてまた、できれば、以前観光協会の松前町にいずれは観光協会もという町長のお話もありましたが、一つ一つそれをつなげていただけたらなというふうに考えておりますので、今後について期待しております。

以上をもって私の質問といたします。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 4番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告書に沿って申し上げます。

第1番目に、災害に強いまちづくりということで、災害時の安全網としての要援護者管理システム、被災者支援システムについてお尋ねいたします。

両システムは、阪神・淡路大震災を機に、兵庫県西宮市情報センターが開発したものです。

1つ目の要援護者管理システムは、高齢者や障がい者などの要援護者を事前に把握するシステムであります。要援護者台帳の検索や地図上から要援護者の検索、抽出を行うことができ、また要援護者の家だけではなく、必要な支援や支援者の緊急連絡先なども表示されております。さらに、体の不自由な箇所なども把握でき、日々住民を守ることができま。2番目、一方、被災者支援システムは、生活再建に必要な手続を迅速、効率的に行うものであります。被災者の様々な情報を一元化することによって、各端末で名前を入れれば、被災者関連情報を瞬時に探し出せ、各台帳を照合しなくても済む。このため、確認や照合の時間が大幅に短縮され、義援金の支給など、迅速に行える。東日本大震災では、宮城県山元町が同システムを導入して、罹災証明書の発行などに役立てております。これらのシステムについて、当町の導入状況をお尋ねいたします。

2番目、安心・安全なまちづくりのための防犯灯ということで、防犯灯のLED化についてお尋ねいたします。

防犯灯整備の背景は、昭和30年代に入っても夜の街は依然として暗く、女性や子どもたちが安心して歩ける状態ではありませんでした。政府は、闇における犯罪防止、公衆の安全を図る目的で、昭和36年に防犯灯等整備対策要綱を閣議決定し、その年の暮れから全国に「明るいまちづくり運動」を展開されました。

地方公共団体については、市町村及び特別区は、防犯灯を設置する者に対し、その設置の費用の一部を補助すること、なお一般民間人の負担においてその維持管理に当たっている防犯灯については、努めてその維持管理に要する費用を負担するよう措置することと規定しております。

そこで、当町の防犯灯の管理についてお尋ねいたします。

1つ、町管理の防犯灯の本数、そのうちLEDは何本あるのでしょうか。町内会管理灯の本数、うちLEDになっている本数は何本あるのでしょうか。次に、電気代の設定方法。蛍光灯とLEDの比較。3番目、現状のLED化推進実施への考え方をお尋ねいたし

ます。

これに関連しまして、環境省の小規模地方団体におけるLED街路灯等導入促進事業というのがございます。これに対する当町の取組の考えはいかがなものでしょうか。

3番目については、子育て支援ということで、お迎え付き病児保育についてお尋ねいたします。

1年前の6月議会で質問させていただきました、お迎え付き病児保育サービスが本年4月からスタートしております。このサービスの目的、あるいは内容等について、できるだけ詳しく御案内いただきたい。ホームページには掲載されておりますが、その他の告知はどのようにされておられるのでしょうか。

以上、私の質問とさせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 私からは、防犯灯のLED化についてお答えいたします。

まず、松前町が管理している防犯灯について御説明いたします。

防犯灯の新設については区長さんからの申請により、また修繕などについては区長さんや地元住民の方、職員からの報告により、現地確認を行った上で実施しております。

現在、松前町が管理している防犯灯は1,957本あり、そのうち665本がLEDです。

なお、国や県、大字などが管理している防犯灯の本数については把握しておりません。

電気代につきましては、1,957本の防犯灯のうち、877本を町が、1,080本を大字が負担しており、1本当たりの電気代は、蛍光灯が月額300円、LEDが月額150円の定額となっております。

防犯灯のLED化については、これまでも防犯灯の新設時や既設灯具の更新時に合わせてLEDに変更しているところであり、今後も同様の方法でLED化に努めてまいります。

なお、お話しした環境省の事業は、事業名が現在地域におけるLED照明導入促進事業と改められ、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の中の一つの事業として実施されています。昨年度の町政懇談会やまちづくり女性会議で、街灯が少なく暗いところがある、街灯を増やしてほしいといった意見があったため、今年度現地調査を実施し、防犯灯を整備することにしており、その際には、同事業の活用が可能かどうかについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 災害時の安全網としての要援護者管理システムと被災者支援システムについてお答えをいたします。

要援護者管理システムは、避難行動要支援者に関する台帳の検索や地図上から避難行動要支援者の検索、抽出を行うシステムであり、被災者支援システムと連動することで、避難行動要支援者の被災状況の把握が可能となるシステムとなっております。

被災者支援システムは、住民基本台帳を基盤にして、被災者の氏名、住所等の基本情報に加え、住家等を含む被災状況全般を管理するシステムとなります。被災者の住所、氏名等の属性情報を管理する被災者台帳、被害を受けた家屋に係る規模や構造等の属性情報を管理する被災者家屋台帳の2つのシステムで構成されており、刻一刻と変化する被災者の状況や家屋被害状況を記録、更新できるようになっております。また、被災者への罹災証明書、被災家屋の所有者への被災家屋証明書の発行はもとより、様々な義援金の給付や生活支援金の貸付管理など、被災者支援に関係する各種支援制度の管理が可能となるシステムとなっております。要援護者管理システムと被災者支援システムを連動することで、避難行動要支援者を含む被災状況の把握が速やかに、また安全に行えるシステムとなります。同システムは、現在導入しておりませんが、災害時には有効なシステムであると思いますので、システム導入に当たりましては、今後先進事例等の状況も把握しながら、研究を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 私のほうからは、子育て支援のお迎え付き病児保育についてお答えいたします。

病児保育事業は、保育所、幼稚園や小学校に通っている子どもが病気にかかり、保育所などに行けない場合に、仕事などで忙しい保護者に代わって病児保育施設で預かり、保育看護する事業です。本年4月からは、病児保育事業を利用している保護者の子どもが登園、登校後に体調不良になった場合に、勤務などの都合により子どもを迎えに行くことができない保護者に代わり、病児保育施設の看護師や保育士が子どもを迎えに行き、病児保育施設に連れて帰るサービスを開始しました。

お迎え付き病児保育サービスを受けることができる人は、松前町に住所を有し、子どもを町内の保育所などに通わせている保護者で、病児保育事業を利用している者とし、お迎えサービスを利用するためには、事前登録をしていただく必要があります。

お迎えサービスの利用は平日のみで、午前8時半から午後4時までで、木曜日に限っては正午までです。

費用については、通常の病児保育利用料に加えて、子どもが乗車した区間のタクシー代を負担していただきます。

周知方法としては、制度のスタートに際して、子どもが在席している保育所等に対し制度説明をするとともに、保護者に対しては利用案内を配布しました。また、愛媛県が発信

している愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」にも、近く掲載してもらうよう依頼しているところです。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、災害に強いまちづくりの、このシステムについて、結論的には、今は導入していないということですが、今後検討していただけるということで、推進して検討していこうということであると思いますが、ここで私、先ほどの藤岡議員の関連のところの世帯人名簿のところ、個人情報の壁があるというふうな御返答がありました。それと、この要支援者管理システム、これにもそういった個人情報の壁というのはあるのではないかと思います。それについては先進事例等を勉強していただいて、この壁というものを解決していく形のシステムだということを確認いただいて進めていただきたいなというふうに思っております。

それと、このシステムは、必ずしもIT能力のある職員がいなければならないということではありません。システム導入に当たっては、ハードは既存のパソコンで十分対応可能であるということであります。民間業者に導入支援を委託しても、20万円から50万円ぐらいのものと聞いておりますので、初期投資、あるいはランニングコストを考えると、高額なものにはならないと思います。これらのシステムを有益なものとするには、情報の収集及び入力作業、更新業務、継続的な労力が必要となると考えます。各部署の横断的な協力が必要なシステムと推察いたしますので、防災担当理事というか、そういった理事のもと取りまとめて、推進していただきたいというふうに考えております。

次に、防犯灯のことで再質問をさせていただきます。

ちょっと私聞き取りにくかったんですが、町内会管理灯の本数とLED化についての数字、ちょっと聞き取れなかったんですが、もう一度お願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 先ほど申し上げました、国や県、大字が管理している防犯灯の本数については、松前町として把握しておりません。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） というのですが、私、これを……。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） ちょっともう一回、途中から答弁させていただきます。

現在、松前町が管理している防犯灯は1,957本あり、そのうち665本がLEDです。

なお、国や県、大字が管理している防犯灯の本数については把握しておりません。

電気代については、1,957本の防犯灯のうち、877本を松前町が、1,080本を大字が負担しており、1本当たりの電気代は、防犯灯が月額300円、LEDが月額150円の定額となっ

ております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） そうしますと、町内会が管理というか、電気料を払ってるのが1,080という考え方でよろしい、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

この質問の中には、LED化というふうにはしておりますけれども、私は、町内会が負担している1,080の中に、公共施設に類するものがあるのではないかとこのように思います。というのは、駅周辺、そこで駅に向かう通勤路、あるいは通学路としてある街灯が、それがその町内会の負担になっているということに、そういうことがあるのではないかとこのように思います。公共の施設として管理すべきものが、その町内会に負担がかかっているという事例があるのではないかとこのように思います。できれば、そういったものは、町の負担というふうな形にするのが理想ではあります、それができないということであれば、そういったところの街灯については、最優先でLED化していけば、負担が先ほど300円と150円ということですので、半分の負担に圧縮できるというふうに思うのですが、その点を実施して、できるだけ公共に類するものについての地元負担を軽減する方法としてLED化を進めていっていただきたいというのが1点であります。この点について、いかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 先ほどの答弁でもお答えしましたように、今年度町政懇談会とかまちづくり女性会議の意見がありましたので、暗いところ、どこが必要なところかというのを現地調査いたします。その際に、町内のどこを優先順位をつけてやっていくかも含めて、議員さんお話しのお話と合わせまして、検討して実施していきたいと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） そういう形で、効率的に順次進めていっていただきたいというふうに思います。

それともう一つは、公共施設等総合管理計画の観点から、防犯灯もLED化して長寿命化することであると思います。管理計画の防犯灯も範ちゅうに入るのではないかとこのように思います。それによりまして、環境省の、名前は変わっているようですが、街路灯導入促進事業とリンクさせて、トータル的に省エネ、そして町民の負担というものを軽減していくという方向で、先ほどもありましたが、この街路灯促進事業をうまく利用していただきたいというふうに思っております。

最後に、子育て支援、お迎え付き病児保育について再質問させていただきます。

御説明いただきましたとおり、子育て世代、あるいは共働きの若い世代にとっては、こ

これは非常に有効なサービスであると思います。あるいは、働き方改革というか、パートで働いてる人の就業の場所にとっても、突然退社するというふうなこともないわけですから、非常に両方にとっても大切な事業だと思います。

次に、再質問としては、松前町病児保育等送迎サービスについてというのがございます。この中で、病児保育の送迎とはと、あるいは対象者、先ほど御説明いただいた内容であります。利用時間、このあたりもございます。タクシー代について、これが通常の運賃となるのか、それともやはりこのサービスにおいては多少なりとも安価なものになっているのかどうかという1点、確認させていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） タクシー料金については、乗ったタクシー料金のみで、加算とか、そういうのはありません。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

（福祉課長西岡きわ子「失礼しました。安くはなっております。そのままでございます」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） この資料の中で、注意事項のところでも1点懸念がございまして、送迎サービスの利用は、過去に1度以上キッズハウスを利用したことがあるお子さんに限りますという、こういう条件が入っております。これはどういう意味なんですか。

○議長（岡井馨一郎） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） こちらのほうは、もし病気になる可能性があるか、前もって病気になる前に事前登録してもらおうということになります。ただ、事前登録がなかったも、当日どうしてもという場合に限っては受け付けはしております。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ということは、一度も受診はしていないけれども、例えば地域外とか、松前町外から転入されて、小学生で転入されて、一度もキッズハウスを利用したことがなくても、このサービスが受けられる。ちょっとそこ、受けられるわけですか。

○議長（岡井馨一郎） 大政福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 注意事項にある1回利用をしとってくださいというのは、病児保育を利用する場合に、全く未利用の方が来られた場合、その方の病気の状態が分かりませんので、1度送迎付きじゃなくてもいいので、病児保育を利用しとれば、保育所のほうでその子の状態が分かるとなることになりますので、その方を迎えに行くということになりますので、1度だけでも病児保育事業を利用しとってくださいということです。そのことについては、連絡があっても、その子の状態が分かるので、施設のほうがお迎

えに行けるということになります。ですから、全く利用のない方については、急に来られても、病児保育事業では、その子の状態が分からないので、お預かりできないと。そのために、1度利用をしてみてくださいということなのです。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） となりますと、さっきも言いましたけれども、例えば小学生で転入されてきて、こういうサービスを受けようとしたときには、キッズハウスでは1度もしてなかったら受け入れないということになりますかね。そういった場合には、どうしたらいいんでしょうか。

○保健福祉部長（大政哲志） 病児ですから、その子の主治医がキッズハウス、つまりむかいだ小児科が主治医であれば、利用経験があるため、連絡によって利用できる場合があります。ただし、病児の子どもの主治医が必ずむかいだ小児科とは限りませんので、主治医のほうに連絡をとっていただいて、そこの主治医の判断、指示書等があれば、空き状況によっては使える場合がありますけども、その場合、病院まで病児保育事業の看護師、保育士が迎えに行くことはありませんので、病児保育事業の利用は可能ですけども、お迎え付きサービスの利用はできないという形になります。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ちょっと分かったような分からんような、あれなんですけど、そうしましたら、例えば一度も受けてなかった方、そのお子さんというのが、仮に学校で具合が悪くなった、そしたらその人については、保護者というか、家族が迎えに行って、病院へ連れていかないといけないということですね。そういうことですね。

○保健福祉部長（大政哲志） そういうことでございます。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） その点が、ちょっと私は納得いかないところでございまして。であるならば、この条件がついてないということであれば、松山のいわゆる病院とか連携しているわけですから、そちらに振るということはできないんでしょうか。松山の病院とか、そのあたりは、そういう条件を付けてないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 大政福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 病児保育事業については、広域連携をしておりますので、むかいだ小児科が主治医ではないという方については、もし松山市で病児保育事業をしているところが主治医であれば、そちらのほうの利用はできます。ただ、お迎え付きサービスにつきましては、松前町内で、この条件があるところになりますので、これを利用できるのは、キッズハウスのみになりますので、松山市の病児保育事業のところへ送迎はないということです。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ちょっと私は理解できてないところではありますが、この点が今後町民から、学童父兄からの一つのちょっと問題として上がってくる可能性はありますので、これに対する何らかの対策というものをとっていただけたらというふうに思います。しかし、このサービスを利用することによって、家族のいわゆる就業している会社にとっても、シフトを突然変えるとかというふうなことがない、働き方の改革というか、両方にメリットがあるものだと思いますので、これを余り利用するのもあれなんですけど、できるだけこういうサービスを全学童というか、父兄に知らしめて、うまくサービスを活用して、町民の子育て支援の力にしていただきたいというふうに望むものであります。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 1回目が、そのお迎えができないということに関しましては、お医者様のほうが、全く知らない子どもたちを自分ところの看護師に迎えに行かすということは、なかなかその責任上難しいということで、1回だけお迎えが行けないだけで、1回目のときに保護者の方がこのキッズハウスに連れてきていただければ、その後はお迎えもできるわけなので、お医者様のほうの御都合ということでもありますので、なかなか町からそこを何とかというのは難しいところがありますので、1回だけということで、御理解をいただいたらと思います。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（岡井馨一郎） 本会議を再開いたします。

1番住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 1番住田英次、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

それでは、通告書に従いまして、3つの質問をいたします。

1つ目は、本町での土木、建築分野での技術職の職員の状況はどのようになっているかという質問です。

本町では、松前町公共施設等総合管理計画が策定され、公共施設の総合的で計画的な管理を進めていこうとしています。今後の計画の実施に当たっては、総合管理計画の実施方針にもありますように、技術力を持った専門的な人材の確保や育成が必要であり、それによって、道路や橋、上下水道などのインフラ、また学校や町の施設などの公共施設の点検

や診断の精度向上を図っていくとありますが、当町の現状はどのようになっていますか。

県内の他の自治体では、土木、建築分野の技術職の職員採用が厳しいと聞きます。本町においても、他の自治体と同様の状況であるならば、この総合管理計画の実施に当たり、当面どのような体制で、またどういった対応策を考えているのか、お伺いします。

2番目として、現在事業が進んでいます町道西古泉筒井線は、年々顧客の増えているエミフルMASAKIへのアクセス道路としての役割を担っていくことと考えます。その一方で、町内の商業者においては、大型商業施設の出店後は、それだけが原因とは言えませんが、ますます疲弊してきているのが現状ではないでしょうか。そのような中、松前町の商工会においては、最近青年部の部員も増え、活発な活動をしているという話も耳にします。

そこで、これからの町内の商業者の後押しをしていく一つのきっかけとして、町道西古泉筒井線の沿線における商業の活性化策を町として進めていくお考えをお伺いします。

次に、3番目として、機能別消防団員制度の導入についてお尋ねします。

平日や昼間における消防団員の町外への勤務などによる消防力の空洞化が懸念されていますが、消防団には、機能別消防団員という制度があります。これは、消防団を引退した人などに協力していただき、それぞれの能力、メリットなどを生かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動ができることとなっています。隣の松山市では、既に導入し、採用することで、地域の基本団員の負担を軽減するとともに、大規模災害に備えた体制づくりをしています。当町でも、火災時だけでなく、今後予想される南海トラフ地震のような大規模災害に対応していくために、また消防力低下を補っていく対策としても検討してはどうでしょうか。お考えをお伺いします。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 住田議員の町道西古泉筒井線の沿道の活性化についての質問についてお答えします。

町道西古泉筒井線は、大型商業施設エミフルMASAKIに直結する道路であり、沿線の商業化が進めば、エミフルMASAKIとの相乗効果で、松前町の活性化の中心になり得る道路だと考えており、将来的には松前町のメインストリートとしたいという思いがあります。しかしながら、本町は、かなりの部分が松山広域都市計画で市街化を抑制すべき市街化調整区域とされ、かつ農地が広がり、都市計画法や農地法の規制を受けておりまして、特に農地法の規制が厳しい状況にあり、この町道西古泉筒井線沿線についても市街化調整区域で農地であることから、現状では商業化を進めることが困難な状況でございます。このため、町の土地利用のあり方についての検討と併せて、農業振興地域の整備に関

する法律に基づく松前町の農業振興地域整備計画の見直しを目指し、そのための基礎調査を実施したいと考えています。

その他の質問につきましては、副町長及び総務部長から答弁いたします。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 本町の土木、建築分野の技術職員の状況についてお答えします。

土木、建築分野の技術職員の不足は全国的な傾向であり、特に東日本や熊本の大震災復興関連で必要となる職員が不足しているようです。

本町における技術職員の状況ですが、平成4年度から技師採用試験を実施しており、現在は課長補佐1名、係長2名、主任技師4名、技師2名の計9名の技術職員を任用しております。

技術系の職には、これらの技術職員のほか、事務職員であっても、大学等で土木や建築などの技術系の分野を専攻して、専ら技術系の職務に従事し、技術職員と同様にキャリアを重ねてきた技術系職員を充てており、現在技術職員9名、技術系職員10名、合計19名をまちづくり課、産業課、上下水道課の3課に配置しております。まちづくり課では、西古泉筒井線、JR北伊予駅自由通路の整備や公共施設の耐震化、産業課では、計画的な地籍調査、上下水道課では、上水道や下水道の計画的な整備など、それぞれの部署で各種の大規模事業を担当しているほか、各施設等の一般的な営繕や維持管理を併せて行っております。現状では、不都合なくそれぞれの業務を実施していますが、今後は公共施設等総合管理計画の実施によるインフラの長寿命化などの維持管理業務が増加し、将来的に技術職員不足が顕在化していくものと考えております。

そこで、今年度実施する職員採用試験では、土木上級職1名と土木社会人経験1名の計2名の技術職員を募集しております。職員採用試験を実施しても技術職員を確保できなかった場合は、当面は現状の技術職員と技術系職員による対応となります。公共施設等総合管理計画の実施に当たっては、国等が定めた基準などを参考に、点検や診断を実施しながら、その中で知見やノウハウを蓄積し、職員のスキルアップを図るとともに、専門家の意見などを参考にしながら、点検や診断の精度向上を図りたいと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 機能別消防団員制度の導入についてお答えします。

近年の地域人口の減少や若年層人口の減少に伴い、消防団員の確保に苦慮している消防団が見られ、全国的に団員数の減少が続いていることや消防団員のサラリーマン化等により、昼間の地域消防力低下が懸念される中、機能別消防団員制度が平成17年に導入されました。

機能別消防団員は、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のことであり、昼夜を限定した活動や特定の種別にのみ活動し、消防団活動を補完する役割が期待さ

れています。

松山市においては、全国に先駆けて、機能別消防団員制度を導入しており、災害時に情報提供の即戦力として期待する郵便局職員や避難所対応に従事する大学生、また就業中の活動に限定した事業所の社員などの機能別消防団員を置き、消防団員の確保と地域防災力の強化に取り組んでおります。

松前町における消防団員の状況は、定数310人に対し現在の団員数は309人で、ほぼ定数を満たしていることから、消防団員の確保の点では問題はありません。ただし、サラリーマン団員が増加しており、56%が町外で勤務している状況のため、昼間の消防団員数は少ない状況にあります。こうしたことから、昼間の団員を確保するため、消防団と協議を行い、町の地域性に応じた機能別消防団員の設置について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 一通りお答えいただきまして、ありがとうございます。

まず、町道西古泉筒井線ですが、これは町長の答弁でありましたように、法的な縛りがまだまだ多いようですけど、おっしゃるとおり、私もメインストリート的な役割といいですか、道路に将来的にはなっていくような気がします。

町内の商業者は、なかなか皆さん苦戦されとると思うんですけど、何かそのような中で、ちょっと背中を押してやれるような事業でも出していただければ、また若い後継者なり、若いこれから商業者というんですかね、やっといこうという人らも喜ぶんじゃないかと思って、私はこの質問をさせていただきました。

続きまして、1番目の技術職の職員の状況についての質問ですが、この計画は、管理計画で出ておりますように、40年間という長い長期にわたる計画になっております。その間には、職員さんなども入れ替わることに当然なってきますが、定期的な計画ということで、技術者の採用も考えていただき、無駄のない継続的な体制をつくっていただければと思っております。

続きまして、3番目の機能別消防団員ですが、本年の2月に、西予市ですかね、野村町で11棟の全焼の火災がありました。この中の検証の原因の一つとして、やはり先ほど申しましたような平日昼間の消防力の空洞化が取り上げられていました。参考ですが、この西予市でも先ほど言いました機能別消防団員の導入を検討しているようです。

全体的に前向きな答弁をいただきましたので、再質問というのはあれなんですけど、1つだけ機能別消防団員に関して、もし導入ということになりますと、当然私が調べたのは、報酬が同じように発生すると思うんですが、これは基本団員と同じような金額になるのか、それとも多少いわゆるこういう特異な形なんで、その何割かとか、そのようなこと

はお分かりになるんですかね。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 消防団員としての登録はしていただくことに、もしすれば、なると思いますけれども、基本的に同じ業務をすることではないような形になろうかと思っておりますので、報酬については、同じとなるとは、現在はっきりはしておりませんが、同じにするのはちょっと難しいかなという気はしております。

○議長（岡井馨一郎） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） ありがとうございます。

先ほども言いましたように、基本団員の体制といいますか、入団希望者もなかなか確保するんも難しいような状況にこれからますますなっていくと思います。当然、人口も減少しますし、そのような有志も減ってくると思うので、またこういう制度もあるということと活用していただいて、町内のそういう災害に対して十分な体制をとっていただけるかと考えております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 住田英次議員の一般質問を終わります。

3番金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤浩、議長のお許しが出ましたので、一般質問をいたしたいと思っております。

今回の質問は、1つに絞っての質問となります。

前回3月議会で、町営保育所に関して質問させていただきました。その際のことをもう一度申し上げますが、2月28日議員全員協議会におきまして、二名保育所閉園の報告が突然ありました。決定したということで、驚いたということで、3月はどのような手順でなったのかということをお聞きさせていただきました。その結果、議会広報で町民の皆さんにお知らせいたしましたところ、数々の疑問の声が聞こえてまいりました。

そこで、今回、公の事業の廃止についてというテーマでお尋ねしたいと思っております。要旨としましては、3月に質問した二名保育所の事業廃止に伴う事務処理に関して改めてお尋ねしたいと思っております。

3月は、いきなりいろいろと多くのことを伺いましたので、その際全て質問できませんでしたので、もう一度あのときのことも、内容の回答を改めて確認したいこともありますので、ちょっと3月と重複することもありますけれども、そちらのほうをお答えいただければと思います。

特に今回は、4月から議会基本条例が施行されまして、より議会のチェック機能、町民の立場としてチェック機能というのが議会の役割でございますので、やはり町民の声に応じて、今回いろいろ確認させていただきたいと思っております。

まず1つ目の質問です。二名保育所閉園決定に至る経緯を改めて説明いただきたいことが、第1点目でございます。

第2点目、官から民へ、保育所の移管手続の手順を順を追って具体的に説明していただきたいと思っております。特に、保育所の移管に関しては、町と民間保育所の連携という言葉がよく多くの自治体で使われますけれども、これはあくまで公立の保育所を廃止して、民間に渡すといったものでございます。特に、NTTや郵政の民営化とは、ちょっとわけが違う中身でありますので、この手続、順を追って説明いただきたいと思っております。

3番目、ちょうど3月の議会で、町の部局と理事者だけでこの閉園を協議して、二名保育所の廃止を決めたと答弁がありましたけれども、間違いがないか、お答え願います。

第4点目、その際、また3月の答弁で、園児の保護者には今後の説明で納得していただくという答弁がありました。しかし、これに対して、多くの町民の皆さんから疑問の声が上がっております。その声というのは、利用者の意見を先に聞くべきで、事務処理の順序が逆なんではないかと。町は、上から目線なんじゃないかという疑問の声多くあの後届いております。私も、そう思いますが、このことをどう考えていらっしゃいますか。

第5点目、他の自治体が実施している公募による保育所選定をしないのは、なぜですか。

第6点目、これも3月議会で町長からの答弁にあった言葉そのままですが、総合的に判断した結果、移管先を青葉幼稚園に決定したとおっしゃいました。この総合的に判断した結果というのも、あのとき時間がなくて十分お聞きできていませんでしたので、総合的には、何をどのように判断したのか不透明なので、その点も具体的に説明いただきたいと思っております。

なお、最近議会基本条例つくってから、今度議会基本条例を実際実行に移していくということです。その基本条例の作業部会有志でいろいろなところの議会を傍聴に行ったりしております。実際、やはり我々はチェック機能という役割を担っているわけですので、今日も傍聴へお越しの方々、またインターネットで多くお越しの方々がいらっしゃってます。他議会を改めて新鮮な目で見させていただくと、非常に私なんか全然その町のことを知らずに行って聞いても分かりやすいので、大変ちょっと余計なことかもしれませんが、分かりやすく、簡潔にお答えをお願いしたいと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 公の事業の廃止についてお答えをいたします。

二名保育所の閉園決定の経緯については、二名保育所の耐震診断を実施し、平成27年7月に、耐震改修を行っても、耐震性の確保ができないという結果が示されました。これを受け、民間と連携した施設の統合などを視野に入れながら模索をしてきました。一方、昨

年5月、青葉幼稚園から認定こども園を目指した園舎の建て替えの意向が示されました。青葉幼稚園が、幼稚園から認定こども園へ事業拡張することになれば、一定の保育量が確保できるとともに、特に松前町で不足しているゼロ歳児保育の受皿が確保でき、二名保育所を存続させる必要がなくなること、二名保育所の建て替えに比べ、青葉幼稚園の園舎建て替えに伴う助成額のほうが財政的負担が少ないことなどから、二名保育所を存続させるよりも、青葉幼稚園の認定こども園設立を支援するほうが合理的であると判断し、今年2月に二名保育所閉園の方針を決定しました。

官から民への保育所の移管には、既存の公立施設を民間に譲渡、貸与する移管と、既存の公立施設の運営に指定管理者制度を導入する方法、そのほか公立保育所の廃止に伴い、在園児を新設または既設の民設民営保育所に転園させる方法があります。いずれの場合も、移管する場合には、一定の条件を定めて、運営する民間事業者を公募、選定し、業務を引き継ぐ手順となります。

一方、青葉幼稚園は、自らの主体的な計画に基づき、幼稚園から認定こども園へ事業拡張するものです。認定こども園に移行する青葉幼稚園の利用については、保護者の選択に委ねられるものであり、二名保育所の在園児を青葉幼稚園に一括転園させるものではなく、官から民への移管には当たりません。

町の部局と理事者による協議で廃止を決定したとの件については、二名保育所の利用者に説明する前には町の方針を決めなければ説明できないことから、町の部局と理事者による協議を行い、町の方針を決定したものです。次の手順として、議員全員協議会において町の方針を説明し、議員全員協議会で御説明したように、その後二名保育所の利用者への説明会を開く予定でした。

利用者の意見などを先に聞くべきで、事務処理の順序が逆ではないか、上から目線ではないかとの声を多く町民の方々から聞いていますとの件については、先ほど述べました事務手順に沿うべく、保護者には今年4月に報告、説明いたしました。その説明会のときにも、またそれ以後においても、御指摘のような御意見は受けておりません。また、保護者から閉園に反対するとの意見はありませんでした。

なお、昨年の町政懇談会において二名保育所に関する情報発信をしておりますが、閉園に反対との御意見はありませんでした。

町としては、内部の方針決定をし、議会への説明後、利用者に説明する手順を考えていましたところ、さきの議会の一般質問により、町が行う予定であった利用者への説明機会の前に閉園方針が公になり、結果として、利用者の説明が後になりましたが、町の手順については問題はなかったと認識しています。

公募による保育所選定しないのはなぜかについては、繰り返しになりますが、町の方針決定は、二名保育所の閉園であります。青葉幼稚園の事業拡張は、学校法人が自らの所有

地において自ら運営する学校法人としての主体的事業であり、また閉園方針を決定した二名保育所の在園児を青葉幼稚園に転園させるものではないことから移管には当たらず、町が公募する必要はないと考えます。

総合的に判断した結果、移管先を青葉幼稚園に決定したとの答弁があったとの件については、重ねて繰り返すこととなりますが、閉園につきましては町の方針を決定しましたとの答弁をしておりますが、移管先を青葉幼稚園に決定したとは答弁していません。閉園決定の経緯と判断理由は、先ほどお答えしたとおりでございます。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、再質問に移りたいと思います。

私が前回質問したときに、ある先輩議員からこんな話がありました。若葉保育所るときも同じようにしたんで、何らおかしいことはないんだと、あんたはなんでそういう質問をするのかといったようなことを言われて、あれっちょっと思ったんですけどね。

そこで、お尋ねしたいのが、平成25年3月に廃止した若葉保育所ですね。そのときは、どのような処理だったのでしょうか。ちょっと今回の件と比べてみたいと思うんで、教えてください。

○議長（岡井馨一郎） 今のは、質問事項に入っておりませんので、よろしく。

○3番（金澤 浩議員） いや、ですから、質問事項というか、関連の質問で、同じ幼稚園の廃止に関しての質問なわけですよ。町は、今回の若葉保育所を廃止する、今プロセス説明ありましたけれども、ちょうど今回は近くに青葉さんという幼稚園があると。そこで、こういう話になっているわけです。では、前回同じく若葉保育所の近くにも、エンゼルさんというところがあるわけです。ある議員からは、同じパターンだというような認識があるということなんで、そこで前回の廃止、若葉のときはどうだったかということ、これ関連質問じゃないですか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 事前通告制度の存在意義というのは、我々理事者側も準備をしないといけません。今回の事案、確かに今回の二名の保育所の廃止と、それから若葉保育所の廃止と、保育所の廃止という点では共通をしておりますが、通告では、二名保育所の廃止の件しか通告がされておられませんので、若葉保育所の廃止の件について、我々は全く調査をしておりません。つまり答弁ができない状況でありますので、通告外ということで、今回の質問は控えていただいたらと思います。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 分からないはずはないと思うんですけど、町長がそうおっしゃるのであれば、致し方ないので、そちらは一応了解したいと思います。

あと、先ほどの町の部局と理事者だけで協議して、これに関しておかしいんじゃないかという声が町民の中から上がっているわけなんですけれども、それは間違いはないと。これに関しては、担当部局と理事者だけで決定したとおっしゃいましたよね。結局、それはちょっと蒸し返しになりますけれども、決定したものを頭ごなしに承諾してくれと言うのと同じじゃないですか。これは、町民ファーストという視点からしたら、どう考えてもおかしいと思うんで、町民の皆さんも、おかしいってことで私耳にしてるんですけども、この点具体的にもう一度町民の皆さんにどう説明されるんですか。今日インターネットで御覧になっている方も非常に多いと思うので、町民の皆さんのほうを向いて説明していただきたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 町の部局と理事者で決定したというところにつきましては、一番最初に説明したとおり、まず1番は二名保育所の耐震診断、この結果が非常に大きいものだと思っております。耐震診断で補修をしても耐震が得られないということですので、まずその時点でどうするか、建て替えをするのか、どうするかということを経験をまず検討すべきことだろうと思っております。それと併せて、在園児をどうするか、そういったことがございます。その検討の中で、現在の統合保育所の建築であるとか、耐震については、もう一施設の耐震力がないと、町の保育所関連施設、それと放課後児童クラブ等々を含めると、計画的に推進しないといけないということが理事者協議の中でありまして。そういった中で、具体性をまず持たせるという中で、いろいろ検討する中で、青葉幼稚園のほうから申し出があったということですので、その際に青葉幼稚園がやるのであれば、町のほうが必要があるかどうか、その補助金であったり、町の建設費、そういったものを全て比較をした上で、町の方針としては決めたということでございます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 何か余りよく分かんない話なんですけどもね、実際3月の答弁では、町長のほうから次のような話がありましたね。例えば、保護者や第三者を入れた検討委員会をつくって、そこで協議したのかというお話ししたら、そういうものはつくらなかったと。部局と理事者だけで協議したってということですよ。そこで、なぜ保護者など第三者を入れた検討委員会をつくらなかったのかという話に関しては、新築するか統合するかの二者選択だと。私の判断として、これ町長の判断としてはですね、第三者の意見を聞いて行う必要性は余り感じなかったとおっしゃってるわけです。これ議事録にきっちりあります。そういうところからすると、今のお話ではちょっと不備があるような感じがするんですけどもね、次の質問へ移ります。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 答弁を、反論をさせていただきますが、そのときに必要を感じなか

った、第三者委員会を設ける必要を感じなかったという前提は、公募をしないのかという点に関しての答弁だったように私は、手元にないですから、記憶しております。議員がなぜ公募をしないのかと、公募が必要じゃないかということに対して、その必要は感じなかったと申し上げたように記憶をしております。統合か新築かというのは、さっき今の部長からの答弁もありましたように、青葉幼稚園が自らの運営方針として幼稚園から認定こども園に事業拡張をすると、こういう動きがある中で、我がほうがとるときに、それはそれとして、自分ところの施設を新築するのか、その動きに乗っかって、こちらのほうを廃止にするのか、この2つの選択だろうということでありましたので、その点については、公募をするという話にはならないので、公募をする必要がないと。このどちらかを選択するのを整理をするということであって、公募の必要はないという意味で申し上げたものでありますので、少しおっしゃられた意味が違うように思います。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今、公募という私が今言っていない話をちょっと出されたので、ごちゃごちゃになるといけないので、改めて申し上げますけど、公募に関しては、私は、公的に実施する以上、公募しないで公正さは担保できるかって、次の質問でそれはしているわけなんです。それに対しては、今町長のお話はお話として、記憶が定かでないところのお話みたいなので、とりあえず置いといていただきますと、このようにも、その後におっしゃってるわけなんです。町内にある幼稚園と町が連携するという図式での統合だとおっしゃってます。さらに、だから特別な扱いで構わないと考えてるとまで言ってるわけです。すなわち、今おっしゃったように、青葉幼稚園が園舎拡張して認定こども園にしたい意向を示されたので、そこに町のほうに乗っただけなんだと。要は、部長のほうからは、移行ではないと、あくまで私たちは廃止というのをやっただけだって、何かわけのわかんない話になってますけどもね、私はそうはとってなかったですけども。

話を元に戻して、二名保育所廃止というのは、あくまで町で決めたとおっしゃいましたね。それ議会とは関係ないんですか。二元代表制の町民の代表である我々議会の立ち位置、すなわち言い替えますと、当事者である保護者の方々を含む第三者検討委員会、全く必要なくて、勝手に決めたというのはちょっとおかしく思うんですけども、その点に関してもう一度考えを教えてください。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 先ほどから答弁しているとおりでございまして、今回の事案は、青葉幼稚園が幼稚園から認定こども園に事業拡張するという申し入れが1つあって、一方では二名保育所が耐震性が確保できなくて、これを新築するか、何とかするかという事案があって、それが同時に出てきたときに、町としてどう判断するかという、そういう選択肢だったわけです。その中で、議員がおっしゃる公募というのが出てくるのかと。つまり、

既に町内に60年にわたって運営をし、実績のある幼稚園が存在するわけです。その幼稚園が拡張しようとしているのを置いといて、町が別の幼稚園をよそから誘致をして、そこに任せるといふ民営化を選択する余地は、私はないと思ってました。ですから、地元の60年にわたって運営してきた幼稚園の拡張事業計画に対して、町としてどう対応していくのかという判断の中で、そちらのほうにお任せをすれば、より合理的に保育児童のニーズを確保できるという中で、二名保育所を廃止するほうが合理的であると、こういう判断をしたわけでありまして、公募をして、第三者検討委員会をつくって、よそから来る、やりたいという保育所を求めて、それに対して審査をするという考えは全くありませんでした。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 公募して審査する気は全くないと、ああ、そういう考えですか、分かりました、その件に関しては。それだったら、何もしないでしょうね、恐らく。

それで、今私、質問したのは、議会関係ないんですかっていうお考えを伺ったんですが、そこをちゃんとお答えになられてないんで、教えてください。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） そこまでおっしゃられるので、申し上げます。

2月のいつだったですか、せんの議会の前の議員全員協議会において、議会に御説明、はっきり申し上げまして、閉園を決定したのは、内部意思の決定で、最終決定ではありません。内部意思の決定、物事を外向いて表明するときには、方針を決めないと物を言えないわけです。利用者の皆様にお話しするにおいても、町としてはこのようにしたいと思っておりますが、どうでしょうか、受け入れていただけますかという説明会をしないといけません。そのときに、内部意思の決定をしてなければ、こんな状況ですが、どないしましようかと、こういう話はおかしな話ですから、町としてはこうしたいといふのを言わなければいけない、説明のときには、そのための内部意思を決定したのが、2月の閉園決定であります。その意思を決定したから、これを議会を無視して、外向いて公表することはだめだろう、まず議会の皆さんに御説明すべきだろうということで、全員協議会でお話をさせていただいたわけです。ですから、我々としては、これは議会の皆さんに内々でお話したつもりでありまして、きちんと申し上げてなかった我々のほうも悪かったんは悪かったんですけれども、内々でお伝えして、その上で利用者の皆さんにお話し、その意見を踏まえた上で最終決定につなげると、こういう手順でおりましたところ、残念ながら議会のほうから一般質問で廃園にするということが公になって、このような状況になっておるといふことでございます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ということは、まだ正式決定にはなっていないということです。

ね。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 今の段階では、その後の説明会におきましても、何ら利用者の皆様から異論はないし、廃園について反対の意見はございませんから、まだ最終的に起案という形での決定はしておりませんが、廃園の方向で進みたいと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） まだ廃止したという事実にはなっていないということが、今の答弁で分かりました。

当然、これは理事者の方は百も承知のことですけども、公の事業廃止には議決が必要ということです。そこで、先ほど若葉保育所の閉園に関して、廃止に関して資料がないんでというお話だったんですけど、調べましたら、平成25年3月、その議決は12月の議会で作られているんです。ただ、地方自治法には議決の仕方、プロセスなどよく書かれておまして、通常であれば、地方自治法の244条の2で、公の施設の設置、管理及び廃止に関してのものがございます。その3、それは、ちゃんと議会の承認が必要だと、出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないといったようなルールがやはりあるわけなんです。

結局、我々議会の役割、また何かと申しますと、廃止の決定しようという意向が正しいのか、また違うのかということをチェックして判断するのが、これ議会の役割なので、例えば耐震で新築できない、それであれば、やはり新築した場合、民間に移した場合、ただ民間に移譲ではないとおっしゃいましたね。またそこがちょっと疑問な点もあるんですけども、じゃあ親が勝手に選んで、二名保育所は、はい、やめました、勝手に選んでくださいってな感じなのかなって、今先ほどの答弁では感じられるんですけど。まず、議会は判断するために正式な情報、まず一つ、保育所の保護者には権利が存在する、単なる説明会の聴衆ではないわけなんです。これは、最高裁の判例でも、きっちり権利がある、そこで契約、入園するときに契約しているわけですから、卒園するまで受ける権利がある。だから、存続がままならない場合は、代替措置とか、いろいろそういったものを町のほうではやらないといけないわけです。ですから、権利者、当事者に対して、後からの説明というのはちょっとおかしな話なわけです。あとは、議会には、そのときの話とか、一般の企業の民営化とはわけが違うので、子どもというのは、先生がかわただけでも大変なわけです。そのようなことは、百も承知だと思うんですけども。ですから、数字的な収支、金銭的な収支の面、あとは子どもたちのフォローの面、両方ですね。保護者と話しないと分からないわけですよ、あと保育士さんとも話しないとです。あとは、公正さを保つために、第三者を入れて、そういうのを話し合った上で、さあ部局で話し合ったのはいいですよ、その話し合った内容を議会のほうに諮っていただいて。そうしない、我々っていうの

は、いいもんだか、悪いもんだか判断できないわけです。だから、それがそういう形で全員協議会、それは時間がなかったので、そこまでやられてなかったんだと思うんですけども、いきなり閉園することに決めましたとやりました。それは、内部意思の決定なんで、正式ではないということでおっしゃって、そういうことなのかもしれませんけれども、そのときに内部意思の決定で、まだ正式じゃないんですよって話があれば分かるんですけども、あくまでも決まったんでと、そう言われたんで、こういう話になってるわけです。

あと、ちょっと質問を変えます。

議決が例えば若葉のときにも、閉園決定の3か月前にいろいろやって、話が大体閉園するという決定の中でずるずると来て、権利者、後にされてるんでね、私は、法的に考えても、それはルールとしてはおかしいと思うんです。例えば、今後閉園とかある場合は、全て今までと同じような方法で踏襲されるおつもりですか、考えを教えてください。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） いろいろ御発言の中で、ちょっと訂正しておきたいことがあります。公の施設の廃止については、条例の中で公の施設を廃止すれば事足りるわけですので、通常の過半数議決でオーケーになっております。

御質問の、これからもどうするのかというお話ですけれども、それと権利者に対する説明が後になっているという、また御指摘もございましたが、まず権利者に対する説明が後になっているということに対しては、今利用されてる方の利用を切ってしまうというような閉園をするわけではないわけです。だから、権利者の権利を害する閉園にはしません。それと、後になったのではなくて、ちゃんと内部意思の決定をして、その意思でこういうふうに進めますがという説明を事前にしてるわけです。これからやることは、権利者の利用の利益を害さないように、今入っている子どもさんがどういう形で移行していくか、その移行の状況を考えながら、いつの時期に完全廃園にするのか、いわゆる入園をとめるときと閉園にするというのは、また別ですので、入園をとめといて、おる方々が利用が終わるまで閉園しないでおくとか、こういうことはこれから決定していく話なので、権利者の権利を害するとかということは全く当たらないと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今、町長のほうから、廃止のための議決に関して御意見ありましたけれども、確かにおっしゃるとおり、設置管理条例の一部変更ということですね、それができるということは、こちらも承知しております。ただし、これ法文解釈いろいろと勉強をしますと、特に重要な施設、すなわち住民生活に決定的な影響を及ぼす重要な施設ですね、それは、より住民及び議会の意思を反映させるために、議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例というのが定められてます。実際、それを定めて、保育所も重

要など。当然ですよ。保育所というのは、共働きの両親と子どもさんの生活の一部を担っているのが保育所ですから、重要な施設になると思いますが、残念ながら松前町にはそのような条例がないと。結局、最後には廃止という言葉がまるでない。私は、こういう言葉は悪いですけども、ちょっと目くらしみたい私には映ったんですけども。結局、それで最後、若葉の場合は、閉園前の3か月ぐらい前に一部改正ですよと、改正、ここ名前消えるだけですよというので、全員で何か議決してました。中には、ある議員は、廃止の議決必要なんじゃないかっていう疑問を呈した方もいらっしゃったみたいですけども、そのような形で進んだっていうのは、ちょっと議会人として残念なことだと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 抗議をいたします。

今、議員は、過半数の議決で廃止ができるということを承知の上で、先ほどは3分の2の議決が要するという発言をなさいました。うそを言ったということですね。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） うそではありません。

議会の廃止の方法には2つあって、私、3分の2の議決というのは、こちらですね、公の施設で、地方自治法244条の2に、私が言った3分の2というのが書いてあります。これ以外、いろいろコメンタールなどを見ても、ついてないんですよ、私も勉強不足かもしれませんがね。ところが、ある法学者が書いたものを見ますと、町長がおっしゃったのが載っていた。ある意味、こういう裏ワザがあるのかなと。裏ワザというのは、これ私のことなんで、いい悪いは別にして、ちょっと判断いただきたいんですけどもね。それだと気付かなかった議員もいる。これ松前町の話で、それは理事者のせいじゃないんですけども、これだと何かわけ分からなく、一部廃止だから、別にそれは廃止の方向なんだから、問題ないんじゃないのって、単純にやった可能性があるなど。現に、それに疑問を呈した方もいらっしゃったというお話を先輩議員から聞いたもんですからね、そのような話になったわけです。ですから、決してうそを言ったわけではないです。これで見ると、何か二通りあるので、法解釈によっては、特に町が違法行為をしたと言っているわけではないのでね、合法でやってはいらっしゃるんだけど、何かそのあたり、私個人的にちょっと疑問だなど思うんですが、そのあたりは、町長どうなんですか。お教えいただければと思いますが。

（「議長、昼食で暫時休憩してください」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 分かりました。

ちょっと今の件について、町長。

○町長（岡本 靖） 今の質問の趣旨が分かりませんので、もう一度お願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） 町長は、私に、議会によって出席議員の3分の2以上の同意を得ないと廃止できない、それはうそじゃないかとおっしゃったんですが、それは地方自治法244条の2に書いてあることをそのまま言っただけです。町長がおっしゃったのは、設置管理条例の廃止、すなわち一部改正ですね。設置管理条例の中に載っている保育所の名前を消すだけで廃止と同じ効果がある。町長は、そのことをおっしゃって、そっちは2分の1で済むんだけれども、あなたが言ったのは3分の2じゃないかと、それうそを言ったんじゃないかとおっしゃったのでね、二通りがあると。それ違いがどうなのかということですよ。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 公の施設の設置は、条例に規定して設置することになってまして、その条例から落とすことは、とりもなおさず廃止なんです。これは、どこへ行っても、そう言われます。そのとおりになってます。議員がおっしゃられる3分の2があるというのは、一定の要件を満たしたときに3分の2があるというのは、あるんかもしれませんが、先ほど議員もおっしゃったように、松前町にはそういう条例を設けてないわけですから、その3分の2の規定が動くことはないわけです。そのことを承知した上で3分の2が必要なんだというふうに議会で発言されたのは、虚偽の発言だと私は思います。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

（「休憩じゃ、暫時休憩」の声あり）

暫時休憩でいいですか。

それじゃあ、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

午後0時7分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（岡井馨一郎） 議会を再開いたします。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 昼休みを挟みましてので、傍聴の方が、違う方々が入っていますので、改めて説明させていただきます。

先ほど私が理事者のほうへいろいろと伺っている最中、公の施設の設置管理及び廃止に関して、地方自治法244条の2の中に、普通地方公共団体が条例で定める重要な公の施設のうち、条例で定める特に重要なものについてこれを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において、ここです、出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないというふうにあります。私が、この議員の同意3分の2以上と申し上げましたところ、町長のほうから、公の施設を廃止するときは、設置管理条例の廃止、すなわち松前町であれば、保育所設置条例というのがありますから、そこ

に二名保育所というのが載ってる、それを一部改正ということで消せば、同じ効果が得られるという発言がありまして、それで廃止になるんだということを町長おっしゃったわけです。私がそれに対して、確かにそういう方法もいろいろ調べるとありましたと申し上げました。知っていたんですねって念を押されたので、知っているとお答えした次第です。ただし、地方自治法の中、私も設置、町長も落ちついて聞いていただきたいんですけども、廃止する場合どうするのか。よく分からないので、地方自治法ずっと調べました。逐条解説でも調べました。ところが、逐条解説には、先ほど私が申し上げた地方自治法第244条の2のところの出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないしか見当たらないですよ、どこを探しても。廃止っていう言葉はない。法学者が書いたいろんな本を見ました。そうしたら、町長おっしゃったような設置管理条例の廃止、要は名前を消す、それと同じ効果が得られるんだと。そのときは、議員の2分の1以上の賛同でオーケーという事実があるということが分かったわけです。それに対して、知っていたにもかかわらず虚偽発言ではないかと、まことに心外なお話、町長が先ほどなさったわけなんですけども、決して虚偽ではございません。私は、地方自治法で探した。ただ、町長からそういう御発言があったので、確かにそういうのもあったということは認識していると。ただ、よくよくということなんです。虚偽でないということを、第1点。

それとあと、私もこれ、松前町は、町長がおっしゃるような方法、若葉保育所るときそれで廃止しているわけです。ところが、いろいろと行政、私もまだ議員になって一年半ぐらいなんで、よく分かんないこと多いんですけども、それでもいろいろ調べてみますと、こういうのがあるわけです。どういうことかって言うと、公的な公の施設を廃止するっていう場合は、保育所も重要な施設になるわけです。働く両親と子どもと、保育所は生活の一部なわけです。そういう意味で、ほかの自治体でも重要な施設と見てるわけなんですけども、こういう住民生活に決定的な影響を及ぼすことは単純に決めるんじゃないくて、住民及び議会の意思を反映させるために、じゃあ具体的に何をするかというと、自治体は議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例が定められる必要があるんだと。松前町には、調べるとないんですけども、ないから、施設管理条例の一部改正ということで、結果的には廃止するっていうことを若葉保育所るときはやってみたいなんですけども、結局保育所というはますます、町長も選挙公約の中に入ってますとおおり、やっぱり子育てしやすいとか、町が支援しますよって話だったら、ほかのそういうことをやってる自治体みたいに、新たに議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例を定めた上で、やはり大事なことなんで、議員の3分の2以上の、地方自治法の244条の2に倣ってやるべきではないのかなと。なんでそれをやらないのかなとということを虚偽じゃないという説明の後に、改めて説明したいと思うんですが、今後……。ちょっと整理しますね。

今申し上げた議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例というのをつくって、

より厳密にそういう廃止する場合、協議などを進めていくべきではないかなと私は考えるんですけども、お考えを聞かせてください。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 3分の2の話ですけど、議員が3分の2の規定は、これ、私、昼休みに見ましたが、条例で定める重要な公の施設のうち、条例で定める特に重要なものについて廃止するときは3分の2以上の同意がなければならないという条文を議員は見えてらっしゃったんですよね。見てて、知っている。この条例が松前町にないことも知っていらっしゃるんですよ。それであるのに、3分の2じゃないと二名保育所は廃止できないとおっしゃったから、分かってて違うことをおっしゃったから、虚偽だと申し上げたわけです。

もう一つの質問、条例を制定する気がないかにつきましては、通告の事項でございますので、今答弁は控えさせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） あと、更に質問を続けてまいります。

先ほど、大政部長のほうから、町長のほうも、ただの二名保育所の場合は廃園で、いわゆる民営化、民営化の方法、二種類おっしゃいましたよね、民設民営化という移管方式というやつと、あと公設民営化という委託方式、いずれにも該当しませんと。二名が諸事情で閉じるんで、あとはどこでも行ってくださいというようなお話でしたよね。それであれば、これ今年の2月28日にやった全員協議会のときに、青葉幼稚園の認定こども園移行に伴う二名保育所の閉園とか書かずに、ただ廃止しますと。廃止した、一応子どもたちを、廃止した後には、自由に青葉さんへ行ってもらえないし、エンゼルさんでもどこでも選んでくださいと、それを切り分けして言うべきだったのに、これ何か連携してやりますと言うと、いわゆる民営化でないって今回おっしゃってましたけども、そういうのは初耳なんです。こちらとしては、今、建物等が決まってないとか、そのときにそういう話をされますんでね。ですから、そうすると、本当全協のときにはそのような話は全くなく進みますので、こちらとしては、今回のような質問にならざるを得なかったわけなんです。そのあたりを御理解をいただきたいと思います。

（町長岡本 靖「議長」の声あり）

議長、まだ私は話してますよ。

それでですね、町長は、今私の質問に、最初に届け出てないんで、これ答えませんって話なんですけどもね、あくまで今回私が聞いているのは、聞いているというか、確認しているのは、町長も常日頃からおっしゃってる公平公正さ、きっちり担保しているか。私たちはそれをチェックする、それが議員の役割なわけですから、それを単に伺っているだけなんです。聞いたら、まだ廃止はしてないと。内々の廃止の考えだ。でも、二名保育所、い

つもは入園式しないのに、今回はなぜか入園式開いて、閉園しますと説明したそうですね。近所の議員が関係者から聞いて、なんだ議員さん知らないのかと、どうなってんのということを言われたという話もあるわけです、まあまあそれは置いておきますけども。要は、どういうことかと言うと、町民ファーストの視点からしたら、やっぱり町の考え、先ほど全協で言ったような考えをきっちり話した上で、ともに意見交換した上で、結果踏まえた上で初めて総合的にパブリックコメントとして出して、あとはお金の面、費用対効果、あとは子どもたちがいるわけですから、親御さんや子どもさんの不安要素、あとは要望などを検討した結果、聞いた上で検討した結果、こうですよって言うんで、それが民主的な、意見をもらおうと。聞いたら、反対なかった、毎回何かあると、そういうことをおっしゃるらしいですけど、ある方がおっしゃってましたよ。松前の人間は、飲んだ席とかではいろいろ言うんだけど、公の席に出ると、みんなちょっとシャイなんで物を言えないんよというのもあるので、そういうのもあるのかなと、私なりにはちょっと思っております。ですからやはり、その順番とか、民主的に考えるっていうことが大事ではないかなと思うわけです。

それと、これ質問なんですけども、民営化でないってことは、一応そういう理解した上でですよ、廃止する方向でって聞いてますけれども、私たち議会としては、廃止するといっても、ああそうですかと受けるわけにはいかんのです。この間の全員協議会でも、ただ廃止して、その後は青葉さんが引き受けてもらえるからって話しか聞いておりませんし、耐震判断にしても、あとはその収支、今後建て替えなども検討材料としてはいろいろと模索したっておっしゃってるじゃないですか。その中で青葉さんから声がかかって、乗ったって話でしょう。

そこで、ちょっと整理してお伺いしたいことは、議会には廃止の方向に持っていこうとされた判断材料、町の中で理事者と担当部署で話し合ったと言われますけども、その結果の資料なんかは一切もらってないわけですよ。そうすると、我々もいいものか悪いものか判断できないんですけどもね。このままずっと進めて、給食センターのときのように、保護者から、業者が人材募集してるとかってびっくりして、こっちに電話がかかってきて、どうなってんのって、私たち議員も、全員協議会で一応の報告はあるけれども、詳しい報告はまだもらってない、でも話はどんどん進んでいるというようなことが起こってしまうので、非常にこれは民主的でないと思うんです。結局、廃止に向けて……。ちょっと話、あちこち飛んで申し訳ないですけども、廃止に向けて判断した材料っていうのは、議会に提出することは可能なんですか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） いくつかあったんですけども、まず全然話してないじゃないかというお話ですけども、これは再三申し上げておりますように、利用者の皆さんに説明するに

しても、こちらの方針がないと説明できないので、こんな状況になってます、どないしましょうでは、いかんでしょう。だから、我々としては、こういうふうな方針にしたいと思っているんですけども、いかがでしょうかと説明をしないと、話にならないんです。だから、説明をする前には、内部的にはどの方向で行くんだということを決めないとけない。決めたのが、いわゆる内部方針として閉園ということだったわけです。そう内部的に決めて、これから外向いて説明をしていくときに、議会のほうに説明をしてなかったら、何で議会に先言わんのやと、こういう批判を、議会軽視やないかという批判になるわけです。ですから、内部意思、方針が決定した後、議員の全員協議会でこういう方針で説明をしに出ていきますよという説明をさせていただいた。そのことをもって、説明をしてないじゃないかと、先にうちに言ったらおかしいというような感じの言い方。そうじゃない。議会にまずお話ししないとけないから御説明したわけであって、それは説明するためには方針が要るわけです。そういう手順でやっていくということで、議会に説明した後、利用者の皆様に、こういう理由で、こういうふうに進めますという説明をさせていただいて、一応異論の反対の御意見はなかったというのが、今の状況です。

それともう一つ、議会に対して何ら資料を提示されてないとおっしゃいましたけれども、先ほど言いましたように、この閉園を決めたのは、青葉の幼稚園に対して補助をする経費と二名保育所を建て替える経費とどちらが安いのか、安いほうでいったほうが合理的じゃないかということが最終的な判断の一番のベースになったわけですけど、その補助金を幾ら出すのか、建て替えが幾らなのかというのは、全員協議会でお示しをしてるはずなんです。ですから、全然議会にも説明もされてないとか、説明を何もしてないとか、そういう御指摘は全く当たらないと。我々としては、非常に心外に思っております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今、最後のほうで、議会のほうでそれは説明したとおっしゃいましたが、全く説明されていません。これが事実です。説明されたのは、まだ青葉さんのほうもどれくらいの規模で建てるのかとか、そういうことが全く決まってないんで、別に何も契約したわけでも何でもないと、契約は関係ないと思うんですけどもね。それはないんですよ。

（町長岡本 靖「議長、議長」の声あり）

ちょっと私が話しているんで、待ってくださいよ。町長、落ちついてください。えっと……。ちょっと途中で、はいはいと手を挙げられると、こっちも忘れてしまいますんでね。

実際、全員協議会のときには、その数字、例えば耐震基準でだめだったというのはありますけれども、こういうデータで、こういうわけだったとか、あとは建て替えと、その補助金額ですか、そんな金額なんか一切出てませんよ。はい、どうぞ、そういうことで。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 全員協議会の際には出てなかったんですけども、3月15日に追加資料として、この資料を皆さんにお渡ししてあります。この中には、1、青葉幼稚園の認定こども園移行と二名保育所、2、認定こども園建設に係る交付金等の額、3、二名保育所建て替えに係る費用の試算、4、二名保育所の運営費用、5、認定こども園へ移行した場合の支出に対する町負担額の試算、こういう資料を皆さんにお渡ししてるんですよ。それを、もらってないと言うのは、非常に心外です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 私は、全員協議会の話をしたわけですね、そのときに説明したような話があるわけじゃないですか。このときは、廃園だったら廃園だけでいいじゃないかと、私は言ったんですけどもね、そういう説明はここではなかったと言ったわけですね。3月15日の話はしてませんが。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 確かに、2月28日のときには、この資料はなかったかもしれませんが、その中の議員さんからの御質問か御要望かが何かあった関係で、この追加資料を出したわけですから、それでいけますか。やってないことになりますか。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） そこは認めましょう。

それでですね、あとさらに、耐震基準がだめだったというものはなかったと思うんですけどもね、そのあたりはちゃんと教えていただけるんですか。何もこちら資料を見せないで、だめだったと単に聞いて、はい、そうですかと、町民の皆さんには言えないわけなんですね。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 幾ら二元代表制とは言っても、一々一々の意思決定の全てを議員の皆さんにお知らせできれば、時間的いとまもあつたりすればいいんでしょうけど、耐震基準で満たさなかったというのは御説明申し上げてるわけで、その説明するものの全部の根拠資料をお見せしないといけないもんでしょうか。それは町長に権限が委ねられてるもんだと私は思っています。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 確かに、町長も民意で選ばれた方なので、おっしゃることは分かります。ただ、我々も町民の皆さんから負託されてる立場なので、やはり重要なことに関しては、それがないと判断できないじゃないですか。一々報告ができないみたいなお話しがありましたけれども、例えば我々がじゃあ報告もらわなくても判断する材料というのは、やろうとすればあるわけなんですけれども、議事録というのは、公開いただけるんで

しょうか。

○議長（岡井馨一郎） 今のちょっともう一度説明。

○3番（金澤 浩議員） 耐震基準にしても、要は二名保育所を廃止すると内部で話した、話して、いろいろ討議何回も重ねてやられたっていうふうに伺ってるんですけどもね、そのときの議事録を見れば、どういう経緯でそうなったかというのが、我々議員、チェックする立場が議員ですから、見れば分かるわけなんですけども、その議事録というものは公開いただけるんでしょうかということです。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） いろいろな日々に、いろいろな出来事が起こります。それに対してどう対応しているかというのは、みんなが集まって議論をします。そういう協議は行いますが、別に改まった会議の形式ではなくて、非常にラフなスタイルでの自由な意見交換する協議ですので、結論から言いますと、議事録などはつくっておりません。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） そういうことでしたら、ちょっと議員としても判断のしようがないので、改めてやはりはっきりと、確かに理事者が廃止、ごもつともなんだなと思えるようなものは出していただかない限り、本当にそれがいいもんだか悪いもんだか、こちらとしては判断できないので、いいとか悪いとか言っているんじゃないですよ、廃止に関して。あくまで、それを判断するためのステップとして、材料がないと、私たち勝手に判断するわけにいかないじゃないですか。町民の皆さんに対して責任あるわけですから。いいですよ、なかったら、それ判断できないってことなんで。じゃあ、新たに数字に関しては一部出されてるっていうことなんですけども、不足してる分とかは、お願いすれば、出していただけるものでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 足らない資料、議員さんがこれを見たいという資料、そういうのがあれば、それを御提供するために全員協議会で情報を提供して、こういうことをやりますよ。足らないということで、追加資料も今も申し上げたように、出しているわけです。その場で言うだけでいいんですよ。その場で言わずにおいといて、この本会議で出してないじゃないか、出してないじゃないかと言うのは、おかしいと思いませんか。その場で言うだけであれば、出せるものは、今までも出してきてますし、このようにです。もし今からでも出せということであれば、耐震性の資料をお出しすることはできます。また、情報公開制度にのっとって、公開請求もできます。どんな形ででも、お見せすることはできます。別に、隠したり一切しておりませんから。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは請求したいと思えますし、実際議員に説明するときに

は、全てそういったものを、こういう考え方でなったんだ、自分たちの言うことがもっともなんだっていう意味ですよ、これ一般の民間の会社、一般企業なんかでは当たり前のことですよ。部署間とか役員会に出すときは、必ずそういった資料を付けないと、跳ね返されるのが普通なんです。言ったら出しますっていうのは、民間の感覚からすると、ちょっとずれたようにも感じたりいたします。それに関しては結構です。

(町長岡本 靖「議長」の声あり)

それですね……。私が、まだ話しているんで、ちゃんと聞いてください、いいですか。

あとは、問題切り分けます。

それじゃあ、ちょっとお伺いしたいんですけどもね、これ議決はいつごろという予定とかはありますか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 先ほどもちらっと申し上げましたけれども、現在受け入れているお子さんがおいでますよね。ずっと以前から受け入れてるお子さんが、例えば保護者の皆さんがいついつまでは、例えば小学校上がるまでは、ずっとそこへ行きたいとかという御要望もある、あるいは別のところへ行ってもいいよという御要望もある。その辺を踏まえながら、最終的な閉園時期というのは決めないといけないということになってますので、その時期はまだ確定しておりません。閉園の方針は決定してますけど、これからいろいろなお話をしながら、利用者の皆さんとお話をしながら、最終的にいつ閉める、どこで受け入れ停止をするかというのがありますけれども、そのあたりを決めた上で、最終的な閉園時期が決まったら、条例で提案するということになるかと思えます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ずっと質問してきて、最初、廃園するだけで民営化するわけではない。今日、初耳でしてね、もともとそちらは、そういうつもりだったのかもしれませんが、やっぱりちゃんと伝わってないというところが、今回こういう話になってきてるわけですので、やはり最初からそうなのであれば、やっぱりそう言ういただくことが必要ではないかなと思います。

それで、最後の質問になります。

二名保育所廃園の後、青葉さん統合保育園ということで、応援される予定なわけなんですけれども、いずれにせよ、民営化はしないと言いながら、松前町の子どもたち、いずれかの、松山とか親御さんが連れていけない限り、松前町の保育所へ入るわけです。当然ながら、補助金も出るわけなんですけれども、その補助金、町がお金を出して関わるというときに、やっぱり公立保育所が廃止されてなくなる、公立保育所が大事にしてきたことっていうのはあるはずなんです。ほかの町では、そういうのが保護者との討議資料の中にあ

りました。保護者が懸念材料とすることで否決になったことも、多々事例が出ております。その辺から考えると、これは、閉園のほうは別にして、閉園した後の話になってきますけどもね、やはり松前のある意味移管はしないとは言いながらも、補助金は出す。加えて、松前の子どもたち、行くから補助金出すわけですけども、それを、青葉さんがやるからありきで、公募をしないというのは、公平公正という観点からすると、ちょっと反するんではないかなと思うんですが、そのあたりは、改めていかがですか。お考えを教えてください。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 3月のときにも、相当議論をさせていただきました。その中でそんなことは聞いてないとおっしゃるのも、これまた非常に心外なんですけども、3月のときにも、突然の、一問一答のやりとりの中ですから、私も十分な整理された言葉では話してはなかったですけども、移管ではないんだと。青葉さんが拡張することによって廃止するんだということは、しっかり説明させていただいたと思っておりますし、議事録にも多分載っていると思います。それを聞いてなかったというのは、非常に心外であります。

それと、公平公正を損なうんではないかという御指摘に関しては、先ほどもちらっと申しましたが、青葉幼稚園というのは、昭和20年代に設立がされて、60年以上、70年近くにわたって松前町の幼児教育を担ってきていただいた学校法人であります。民営企業ではない。公益法人たる学校法人であります。その地域の、非常にこれまで松前町の幼児教育を担ってこられている学校法人が、拡大拡張をして、保育事業にも手を出そうとか、拡張をして保育事業もやろうということで認定こども園になるわけでありますから、そういう状況の中で、どこの馬の骨ともいいますが、どういう幼稚園か分からん、よそのところから引っ張ってきて、それをのけて、それを置くというようなことが、本当に正しい判断でしょうか。私は、判断でない。今、地元で60年間幼児教育をやっていたらとる、同じ地域ですよ、北伊予という同じ地域の中でやっていたら幼稚園が事業拡張する以上、そこをお願いをするのが正しい判断だと思っております。公平公正という話が出る以前の問題だと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 何かお話聞けば聞くほど、町長の個人的な考え方が強くにじんでいるように感じます。と申しますのは、公立保育所を廃止する以上、代わりが、公立では運用できないから、結果的に民営化しないとは言っても、子どもは行くわけです。これ認可などもする必要あると思うんですけども、お金を出すところというのが、最初から青葉さんありきみたいな形だと、私は今のこの政治情勢なんかからも見ると、青葉さんにとって非常に迷惑なんじゃないかと思うんです。森とか加計とかなんか、そこらのメニューみたいな名前のところが国会で話題になっておりますけれども、そこがありきみたいな形

ってというのは、私は避けるべきではないかと思えます。これは、松前町の公立保育所が何を大事に保育をしてきたのか、これは、所長さんとか保育士さん、長年いらっしゃる保育士さんでないと分からないと思えます。学校運営、私も教育事業に長年携わって、私がおった会社も幼稚園事業をやっておったこともありますけれどもね、やはり大事にしてきているものというのがあるわけなんです。町が守る、でも直接は守れなくなってしまった。そのかわり、結果的に民間に委ねる。委託ではないんだけど、結果的には委ねるような形になっている。しかも、補助金は出す。補助金は出すけれども、議会としては口出しができない。実際、そんなもんですよね、現状、現実的に見ると。だからこそ、例えば私、青葉さんが悪いとか言ってるんじゃないですよ、誤解いただきたくないんですけども。確かにおっしゃるとおり、歴史があって、立派なところだと思います。ただし、あくまで公のお話ですから、子どもたちに子育てしやすいまちづくりということで、松前町へ来たら、保育所にしても何にしても心配ないですよ、ちゃんと町が見た上でやってるんですからってというのが、私は、町の立場として正しいんじゃないかなと考えているわけです。

それで、公募にしても、公募したら当然青葉さんも乗っかってくるでしょうし、町長は、どこの馬の骨か分からないといったようなお話、表現されましたけれども、もっといいところがあるかもしれない。普通、工事でも何でも、入札してやるじゃないですか。よく産建の委員会なんかでも出ますよね。できれば、松前の業者使ってほしいと。それはごもっともで、いいことなんですけども、やはりほかと比べて、いろいろ見たら、本当は松前の業者にそんなたくでやってあげたいけれども、でもちょっといかんっていう場合は、残念だけれども、ちょっとほかになっちゃったってことは当然あるわけです。今回の保育所に関しましても、青葉さんがやるからって、そのまま乗ったんでは、何か秘密裏に話があったんじゃないかなと、町民の方々が疑うのは当然の流れでありますので、逆にそのようなことはないとは信じていますけれども、きっちり襟を正して、白石町長時代からクリーンな政治をと言って、おっしゃってきて、やられてきてるわけですから、ちゃんと分かりやすく、透明な形でやっていただきたいと私は考えておるので、このような話になります。それに対して、御意見伺えればと思えます。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 先ほど申し上げましたとおりでありまして、私は、地域の中で長年にわたって幼児教育を進めておいでる青葉幼稚園を第一に考えたいと思っております。それで、それが私自身は間違いでないと思っております。それを進めるに当たって、透明性を確保する、当然のことです。しっかりと透明性を確保して進めていきたいと思っておりますが、あたかも私が不正をしているような、そういう言い方は非常に心外であります。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 私は、町長が不正しているがごとく、そんなこと言ってませんよ。御時世的に、国会でも話題になってるじゃないですか。何とか学園ありきとかですね。同じように見えると言ったわけです。逆に、そのようなことが今世の中で起きてるんで、どうしてもそっちに目線って、行きがちですよ、人間っていうのは。だからこそ、余計にそういう疑いが持たれないように、仮に持たれたとしても、ちゃんと問題ないんだということを言えるようにしていただきたいと述べただけです。

この件に関しては、まだ全て理解したわけではないので、引き続き今後の議会においても質問を迫及してまいりたいと思います。

以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員の一般質問を終わります。

9番加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 議席番号9番加藤博徳が議長の許可をいただきましたので、一般質問を通告書に従って行います。

その前に、理事者の方にお願ひがありますが、もう少しこやかな顔で聞いていただきたい。何か恐ろしくて、質問が前へ進みにくいんでございますので、よろしくお願ひいたします。別に、責めてるわけじゃあございません。私の知らないことを教えていただくというのが一般質問でございます。不足のところもあろうかと思うんですけども、それはやっぱり知らないから質問するということで御勘弁をいただき、親切に教えていただければ、幸いでございます。

まず、質問の初めに、現在実施されています2か所の道路工事についてお尋ねをいたします。

1つ目は、JR北伊予駅南側にある踏切拡幅工事とともに歩道を増設している町道170号線の工事の進捗状況はどうなっていますか。また、今停滞しているようですが、この原因はなぜなのでしょう。お知らせください。

次に、町道筒井徳丸線よりエミフルMASAKIのフィッタ横に、四国で初めてのラウンドアバウト方式の信号のない交差点ができるところまでの町道西古泉筒井線の工事の進捗状況と今後の計画はどうなっているのでしょうか。

続きまして、公共施設等総合管理計画について、関連して3つのことについてお尋ねをいたします。

この公共施設等総合管理計画は、松前町の持つ全ての公共施設について今後どのように維持管理していくための指針として、平成29年今年の3月に制定されました。老朽化した道路や橋、耐用年数が過ぎた設備、耐震不足の建物の改善等、多様にわたっております。

それに加えて、下水管、そして上水道管など、インフラの整備が今後40年間で必要とされる費用は約400億円とも言われて算出されており、毎年10億円の維持費用が必要なことになっています。3月議会で、公共施設維持管理基金条例が制定され、3,000万円が積み立てされました。そこで、具体的な取組についてお尋ねをいたします。

まず、今年の実施計画と必要金額、その予算の財源と今後の取組計画はどのようになっていますか。

次に、公共施設等の改廃による住民サービスの低下にはならないかについてお尋ねします。

今まで使用していた設備や施設は、それなりに地域住民に役立っていたわけですが、あれもやめ、これも廃止と、公的な各施設の設備がなくなれば、維持費は不要ですが、地域コミュニティの確保の面からは、後戻りになりませんか。住民は、税金を納めることで公的サービスを受ける権利があるわけです。必要性の尺度は、具体的に何の数値的根拠をもって算出しているのか、お示してください。

次に、二名保育所の廃止についてお尋ねをいたします。

これにつきましては、金澤議員がかなり深く追求、質問されてまして、私もまだ3月15日の資料を見ておりません。そういうふうな関係で、これは飛ばさせていただきます。

次に、前給食センター跡地についてお尋ねをいたします。

先般、前給食センター建屋では、現在環境プラザやシルバー人材センターの活動の拠点になっているところですが、急に来年取壊しが決定したので出て行ってほしいとの話を聞きました。古くて、傷みの激しい建物ではありますが、利用者はそれなりに努力して利用してきました。今まで実施してきた事業やサービスを実施するにおいて、代替地等を踏まえ、利用者等への説明及び手順には問題なかったのか、お尋ねをいたします。

次に、3個目の北伊予自由通路について2点お尋ねをいたします。

まず初めに、町道認定についてお尋ねをします。

J R北伊予自由通路は、前回町道認定した場所と形状が変更されているために、議会の改廃再認定が必要ではないでしょうか。

次に、前回の説明時の図面は、町の職員の方が松前町庁舎内のパソコンで設計図面を書いたというふうに説明をいただきましたが、今回は誰が設計し、その設計費用は幾らでしょうか。

次に、J R北伊予自由通路の東西の下地の無償使用についてお尋ねをいたします。

J R四国の経営状況は、国鉄時代から1987年昭和62年にJ R四国に民营化され30年になりますが、国鉄時代からではありますが、路線存続のために努力をいただいておりますが、毎年のように赤字で、厳しい経営状態が続いています。今回、松前町が町道として設置するJ R北伊予自由通路は、駅の西側も東側もJ R四国の土地であります。現在、東側

は、駅利用者の有料駐車場になっています。その有料駐車場が、北伊予自由通路の東側の下地に当たると思うのですが、その自由通路の部分を無料で100年間貸してくれるという話を聞きましたが、経営難の中、公が民に無料借地をお願いするのは、一般的におかしいのではないのでしょうか。

次に、4項目の入札についてお尋ねをいたします。

入札については、いまだに入札時の価格公表が実施されておられません。近隣市町村で実施してないのは、松前町のみと聞いております。なぜ松前町は事前価格公表をしないのでしょうか。

昨年度に、予定価格と落札価格が同金額で、落札率100%の事例がありました。100万円とか120万円とかといった大きな単位での金額であれば、ぴったりの可能性はありますが、数百円単位まで同じは、どう考えてもあり得ない状態ではなかろうかと思えます。3月議会の一般質問の中で、事業価格の算出は外部業者へ委託していると聞きました。自前で事業金額が算出できないのは残念ですが、税金の効率的な使用と公正公平を担保する上において価格の事前公表は必要と考えますが、お考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問とします。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、公共施設等総合管理計画についてお答えいたします。

今回策定した松前町公共施設等総合管理計画は、これからの公共施設等の管理における基本的な考え方を定めたものであり、公共施設等の計画的な管理の指針とするものです。

今年度の計画ですが、現時点では、今回の6月補正に計上している旧保健センター解体、駐車場整備及び宗意原保育所解体に係る2つの設計と、当初予算に計上しております徳丸・中川原旧消防詰所の解体工事を予定しております。予算額は、旧保健センターの設計が121万円、宗意原保育所の設計が48万6,000円、消防詰所の解体工事が1,771万2,000円で、財源は、消防詰所が地方債1,590万円、一般財源181万2,000円で、消防詰所以外は、全て一般財源です。

今後の取組につきましては、施設の建築年、耐震性、利用状況や需用費などの維持に係るコスト等を踏まえた多角的な施設評価を行い、所管課の計画案を基に、施設評価や町民の意見を反映させながら、施設の更新、集約、統合や廃止、また民間活力の導入等による運営の見直しなど、個々に対応していく予定です。

施設の改廃に当たっては、施設の利用状況や効果、老朽度やコスト、同種の民間施設の設置状況などの尺度に加え、町民からの意見も考慮して必要性を判断することで、住民のサービス低下にならないように取り組んでいきたいと考えております。

続いて、前給食センターについてお答えします。

前給食センターの建物については、給食センターの移転新築後、まだ利用可能であったため、利用ができる間は利用することとし、これまで松前町環境プラザの名称で、生活排水の水質改善や廃棄物のリサイクルなどの環境事業を行う施設として利用してきました。しかしながら、昭和46年の建築で築後46年が経過することから、外部、内部ともに老朽化し、外壁が剥離するなどの危険な状態になっております。こうしたことから、昨年度策定された松前町公共施設等総合管理計画において、施設の除却を検討し、施設の機能については、他施設の利用や民間によるサービスの提供の可能性を検討することとなったところです。このため、本年度この施設を利用する団体や個人の方々に対してその旨説明を始めたところであり、問題ないものと認識しております。

他の御質問につきましては、担当課長及び技監から答弁をいたします。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 工事の進捗についてとJR北伊予駅自由通路についてお答えします。

まず、町道東170号線の工事の進捗についてお答えします。

北伊予小学校の通学路であり、毎日多くの子どもたちが利用している町道東170号線は道幅が狭く、子どもと車が接触する危険があるため、JR予讃線北伊予踏切付近から松山生協北伊予店まで歩道整備を実施しているところです。工事の進捗状況は、全体計画延長200メートルのうち、既に60メートルが施工済みであり、現在北伊予踏切付近で工事を行っており、工事の進捗状況は63%となっております。また、工事中の区間で一時的に工事を休止しておりましたが、これは、踏切の近接工事になることから、列車見張り員の配置が必要となり、人員確保に時間を要したものであり、現在は工事を再開しております。

次に、町道西古泉筒井線は、昨年度も国の補正予算を活用して整備を加速しているところですが、現在の工事の進捗率は約20%となっております。今年度は、エミフル側の交差点でラウンドアバウトの整備を行うとともに、伊予鉄郡中線筒井東踏切の移設工事にも着手する予定としております。今後とも、早期完成に向けて工事の進捗を図っていきたいと考えています。

続いて、JR北伊予駅自由通路の町道認定及び無償借地についてお答えします。

JR北伊予駅自由通路は、平成25年9月の議決を経て、町道東176号線として路線を認定しております。その後、構造や階段の取り付け位置を見直したことから、路線認定した道路の位置も変更となりました。このことから、昨年12月の定例会でお答えしたとおり、認定している町道東176号線を廃止し、新たに路線認定の議案を提出する予定です。また、計画の見直しに伴い、昨年8月に町道東176号線修正設計業務を株式会社ウエスコ愛媛事務所と委託料1,080万円で契約し、現在は今年30日の完成を目指し、成果品の取りまとめを行っているところです。

次に、自由通路東側用地の無償使用については、本年3月の定例会でお答えしたとおり、平成25年7月にJR四国に送付した協議文書で、無償にて占用させていただきたいと要望したところ、同月にJR四国から、貴町の計画を基本了承しますとの回答を得ていることから、無償で使用できるものと考えております。ただ、期間100年という期間については、明記されておられません。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 近藤財政課技監。

○財政課技監（近藤俊彦） 私のほうからは、入札についてをお答えいたします。

工事の競争入札における予定価格の公表については、県や他自治体で事前公表を実施したことから、松前町でも平成19年10月から事前公表を実施しましたが、その後くじ引きで落札するケースが増加するなど、競争性の低下や事業者の積算能力の低下などが問題となり、また平成20年3月31日付けで総務省及び国土交通省から、事前公表を行うと予定価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることなどの弊害を踏まえ、事前公表を取りやめるよう要請があり、その後平成21年6月までの間に5度にわたり同様の要請があったことから、平成22年4月に事前公表を取りやめました。

予定価格の事前公表は、予定価格を探るなどの不正行為の防止が可能ではありますが、国からの要請にあるとおり、弊害が多いため、現在のところ事前公表を実施する予定はありません。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） ちょっと早口で言っていたので全部書き留めてない部分がありますので、ちょっと重複するかも分かりませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、順番に行きたいと思います。

1番目のJR北伊予南側の拡幅工事についてですが、いろんな条件が重なっているというふうなことで、工事を再開し、63%になっているというふうなお話でありましたが、いつ頃完成の予定ですか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 7月上旬の予定です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 7月上旬の予定ということで。

これは、もともと……。通告書になかったんですが、負担金はゼロだったですね。通告書にないんで、結構です。

それと次に、筒井徳丸線よりエミフル側のフィッタの横へ出てくる部分ですが、20%というふうな工事の着工率のようですが、これは予定はいつ頃なんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 国費のつきようが非常に低い状況ですので、現在のところ、いつ頃完成を目指せるという状態でありませので、年度については明言できません。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） おおむね、おおむね目標としてどのぐらいにしたいという要望はありませんか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 早期完成を目指しておりますけれども、先ほど申し上げたように、国費の率が非常に低い状況の中で、これからのめども、国の状況がちょっとめどがつかみせんので、明言は避けさせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 例えば5年後とか、そういう具体的な数字は出てきませんか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 申し訳ありませんけれども、明言は避けさせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 承知いたしました。

先ほど、公共施設の今年の計画というふうなことで御説明いただいたんですが、ちょっと内容的に速く言われたので全部が書き留められてないんですが、金額的にはおよそ2,000万円ぐらいになるんじゃないかと思うんですが。そうすると、当初の計画でありましたように、年間大体10億円ぐらいのことをやっていかないと、この40年間でできないというふうなことになるわけなんです、残りの9億8,000万円ぐらいは来年に持ち越すというような単純な感覚でよろしいんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 今、先に言っていた40億円というのは、押しなべてということで、毎年毎年必ず10億円を使っていきますという話ではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） いや、私は、毎年10億円ぐらいしていかないと、これ追いつかないというふうな中で、予算編成をどうしていくんだろうかというふうなことを注目しとったわけですが、そうすると、どっかでしわ寄せがいつてきて、そういう計画じゃないんですか。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 当然のことながら、大きな建築工事、建設工事等を実施すれば10億円で足りない年度もあると思いますし、場合によれば、施設整備予定がなくゼロ、そんなことないと思うんですけども、ゼロになる可能性もあると思います。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 公共施設維持管理基金を策定いたしまして、去年は3,000万円貯金したわけですが、そういった中から傷みそうな部分、傷んでるものについては、小さいうちに傷みを修理すると費用がずっと安く済むと思うんですよ。そういうふうな総合的な計画というのは、先ほど説明の中になかったと思うんですが、そのあたりはどのような計画を立てられているのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） そのあたりにつきましては、今後各施設の点検について細かな部分が発見できるような、町全体で情報を共有して、こういうことをやっていこうというふうなことを整理してみたいというふうに考えております。それに基づいて、各施設の点検を行い、悪いところが見つかったところから順次修繕を開始していきたいというふうに思っております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 公共施設総合管理計画の策定の中で、パブリックコメントを含めて、今の設備、建物の状態がどのような状態であるかというふうなのを細かく分析した上での、この40年間で400億円という数字が出てると思うんですよ。だから、どの設備が今どのような状況になっていることを踏まえた上での、この400億円の計算値だろうと解釈しておったんですが、これからそういう細かいところを算定していくということでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 答弁は。

しばらくこの場で休憩します。

午後2時7分 休憩

午後2時7分 再開

○議長（岡井馨一郎） 議会を再開いたします。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） この、40億という数字は、現在の延べ床面積と建築面積とを勘案して、それを全部建て替えた場合、このぐらいな数字が必要であろうという数字になっております。

○議長（岡井馨一郎） 副町長、40億円じゃなくて、400億円じゃないの。

副町長。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 建て直したというふうな場合の算定だろうと思うんですが、それは今全てのものを建て直した場合と算定したのと、現実性というのは、どういう整合性をとられているのでしょうか。現実的に、全部建て直すという計算値じゃなかったと思うんです。修理も含めてというふうなことがあると思うんですが、その中にパブリックコメントも含めて、設備のいろんなものの耐用年数、使用状況、後でもありましたけれども、そういうふうな必要性の尺度は何をもってしてるんですかということも含めてです。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 400億円の積算の方法についてお答えさせていただきます。

現在所有の公共施設について、建設から30年で大規模改修、60年で同規模の施設を建て替えるものと想定して、施設ごとに面積の単価を、これは総務省の公表している、全国で使われている試算ソフトの単価なんですが、それを算入して金額を算定させていただいています。そういうことで、個々施設を細かく見て、修繕等をはかった上で試算した額ではありません。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 先ほど言いましたように、公共施設維持管理基金ができたわけですから、今年10億円使わなかったら、その10億円を基金に入れとって次のときに回すか、いずれ400億円要るわけですから、ぽっとお金が出てくるわけじゃないと思うんです。一般のマネジメント管理であれば、そういうふうな計画になろうと思うんですが、そういうふうなお考えじゃないのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 400億円というのは、あくまで事業費ベースでありまして、施設を整備する場合は、その施設に応じて国、県なりの補助金がいただける場合、また補助残というか、施設整備に当たって起債が適用される場合、いろいろとありますので、10億円が10億円全てを基金に積んでというようなことでないと認識しております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、この40年間で400億円要るというのは、どういう計算の下で出されとんですか。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 先ほど担当課長が御説明しましたとおり、一定の国のほうが全国的に使っている施設更新等の単価が示されておりますので、そのソフトに基づいて松前町の公共施設の整備を行った場合に、この程度の金額になるという試算を行ったものです。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 国や県からの補助金があるというのは、るる分かりました。で

あれば、実際は、400億円だけれども、県とか国からの補助金があって、実は400億円を要らないよと、こういうお話でしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） そのとおりでございます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） いや、実際は400億円のうち、幾らぐらいを補助金で賄おうとしているんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） それは、個々の施設の整備状況、また国のほうの補助状況もいろいろとありまして、この場で補助金が幾らというような積算は行っておりません。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そういうことですね、分かりました。関連して、また後で御質問をそれについてはさせていただきたいと思います。

先ほど、公共施設の改廃による住民サービスの低下はないでしょうかという御質問だったんですが、コストとか、町民の意見を聞いて決めますということであったのですが、公共施設等の中でのパブリックコメントの中に、せっかく今まで使っておったのに何でやめるんですかという意見がかなりあったと思うんですけれども、そのあたりについてはどういうふうな指数値でもってこの改廃、物を取り壊すとかというふうなことを決められたんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） どの件、どの件、今の質問は、先に全体しているけども。

○9番（加藤博徳議員） いやいや、公共施設の改廃による住民サービスの低下、2項です。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 一般的なことでお答えをさせていただきたいと思いますが、公共施設等総合管理計画の策定の前段で行っておりますアンケート調査等で、今回の取組についてお伺いしております。その中で、規模縮小の取組の必要性について、「賛成」、「おおむね賛成」を含めて、8割以上の方が賛成の意向を示しておられます。また、公共施設の建て替えや維持管理の考え方についてもお伺いしておりますけれども、これにつきましても、「老朽化したもの、必要のなくなったものは減らしていく」が89.4%というふうになっておりまして、こういった方針につきましても、住民の方の一定の御理解はいただいております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そういうふうな、今まで使ってたものをやめて、取り壊すということについては、今使ってる方に事前にやっぱり丁寧に説明して、納得していただくこと

というのが先だろうと思うんですよ。決めたから、来年は出ていってくれよというふうな決定の仕方というのはどうも納得いかないんですけど、そのあたりの、さっき言いましたように、やめるという尺度が、利用度とか、何に使ってるとか、そういうようなものがあるじゃないですか。建物は古いのは分かります。先ほど言いましたように、給食センター、古いの分かります。建物は、何も手入れせなったら、だんだん古くなっていくんです。例えば、給食センターにしても46年たっていますが、何年間に何ぼ投資、修繕してますか。これは、通告書ないから、いいですが、そういうふうに、ただ単に何もしなくて使ってたなら、古くなってくるのは当たり前だと思うんです。定期的にやっぱり手入れして行って、今ある建物を長く使おうというて、町長も言われてるじゃないですか。そうする意向があっても、どうもこうもならんようになったと言うんなら、分かりますよ、使ってる人も。給食センターも、そうですが。定期的に行ったら分かりますが、風が吹くと、天井からごみが落ちてきます。使ってる方は、机の上を一生懸命拭いて、掃除しながら使っています。それなりの努力はしてるんです。それに加えて、町のほうは、あっこでいろいろやりましょうというて決めたんでしょう。決めてから、あそこを何ぼ手入れしました。あそこに限らず、そういうふうなことを私は言いたい、ここで。待ってえな、待ってください。そこが、利用者に対して説明不足じゃないですか。いかんと言うとんじゃないんです。気持ちですよ。どうせやめるんなら、気持ちようにやめませんかということを、やっぱり今利用してる方と共に歩むのが公的サービスじゃないですか。

(「すばらしい、そのとおり」の声あり)

はい。

○議長(岡井馨一郎) 岡本町長。

○町長(岡本 靖) 前給食センター、現在は環境プラザと呼んでいるようですけども、これについては、給食センターが新しくできて、それによって、あの施設、建物の用途は終わったわけです。ただ、まだ使えるということで、使えるんだったら、使えるうちは利用しようじゃないかという前提の下に使っていただいていたということでありまして、これにお金を入れて長寿命化するという考えは全くなかったんです。使える間使うだけ、それを使えなくなったら、おしまいと。これが、そういう前提での使い始めたということなので、今回は老朽化をしてしまって、これ以上使うことが危険が伴うということで解体をするという方向を決めたわけでありますので、通常の施設、ずっと使っていこうという施設を手を加えながら長寿命化をして長く使おうと、そういう施設では基本的に最初からスタートが違うわけです。その点御理解いただいたらと思います。

○議長(岡井馨一郎) 加藤博徳議員。

○9番(加藤博徳議員) 全くそのとおりだなというふうな答弁をいただいたんですが、実際使ってる側は、そんなことを思うてはなかったんですよ。一生懸命、ここを長持ちさ

そうと思って使っているんだ。町長の思われてるのは、町長、理事者側の思いであって、その思いというのは、使う側にとっては伝わってないですから、そこんところをぜひ知っておいていただきたい。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 私は、環境プラザを使い始めたときの事情は、町長にもなっておりませんでしたので、そのときには知りませんが、今町長になってから聞いておるのは、そういう前提で使っていただくということで入居をいただいておりますというふうに聞いてございます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうしましたら、その文書を後でまた見せていただきたいと思っております。

次に、北伊予自由通路について2点お尋ねをしましたが、昨年12月に道路再認定のお話がさっき答弁いただきましたが、この再認定の議案提出は、いつ頃の予定でしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 9月を予定しております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 今回の設計は、前は庁内の職員が庁内のパソコンで設計したと、こういうふうに報告ありました。今回は、外の外部に出したというふうなことで、1,800万円と答弁いただきましたけれども、中と外でやる原因は、何かありましたか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 訂正します。1,800万円ではなくて、1,080万円です。

それと、今回外注したのは、前は職員がデータを内容を配置替えするだけの簡単な作業でしたけども、今回はエレベーターの設置とか橋長の変更などが変わってきて、荷重自身が変わってきておりますので、専門的な知識を持った会社に発注しております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） この設計は、何回も設計が変更されてまして、当初からしたら幾らぐらいの設計費が全部でなるかというのは、次に質問しますので、計算をしとっていただけたらと思います。できるだけお金の要らないような状況で進めていただきたいというふうに思います。

次に、先ほどの自由通路の下の土地の借地料の件ですが、先ほども申しあげましたように、今先ほど課長が25年7月にただで貸してやると、100年については承知しないというようなお話がありましたが、私は、この自由通路の下の土地については、JRさんが今駐車場で1区画恐らく3,000円、私が聞いたのは3,000円だったと思うんですが、幾らかの駐

車料金をいただいて、駅の管理費に充てているというふうなことをお聞きしたんです。その費用があつて成り立っている状況の中で、先ほども私質問しましたが、公が民に無料で土地貸せよと。逆は、分かりますよ。ましては、JR赤字ですよ。何ぼか払ったほうがええんじゃないですかというふうな気持ちにもなるんは、私だけでしょうかね、町長。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） JRがどうするかは承知いたしておりませんが、無料で使えるんなら、結構なことだと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 私も、民間で財務管理もいろいろやってましたが、こういうことというのは絶対あり得ないんで、ぜひそのあたりは、まだまだ時間がありますので、御検討をいただき、JRと円満にしていると思うんですけど、公がただで貸せと言やあ、言いにくい部分もあるじゃないかと思うんですけど、そのあたりの御配慮をいただければなというふうに思ったりもします。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） この自由通路につきましては、議員方の多分お考えあると思いますが、JRにもメリットがあることなんです。本来ならば、JRにもっと負担をしていただきたいぐらいの気持ちを私もあります。その中では、やっぱりあの土地ぐらいは無償提供していただいても、何も罰当たらんのではないかと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） それは重々分かりますが、先般も北伊予自由通路は何人ぐらいの方が利用されますか、北伊予駅は何人ぐらいの方が利用されますかという話がありました。これは、何回もお話が出とんですが、約600人というふうなことでありました。先般、伊予市の駅、これをバリアフリーにしてほしいという要望が出ておりました。すると、伊予市の答弁は、伊予市の駅を利用する1日の利用人数700人、700人では無理ですと、こういう回答でありました。それで、北伊予が600人というふうなことでありますが、そのあたりの中で、せっかくつくろうというふうなことでありますので、JRさんにできるだけ気持ちよく使わせていただくということで、御検討をできるものであれば、していただいたらというふうに思います。

続きまして、入札についてお尋ねをいたします。

先ほど来、いろんな形で入札の件については、国のほうから指導があつて、やめてるといふようなことがありました。先ほども言いましたように、入札率100%というのは、絶対おかしいと思うんですね。見積努力の低下とか、価格が分かりにくいとかというふうなお話がいろいろあつたんですが、一番のポイントは、やっぱり町の職員の方がきちっとした公示価格を算定する力があるんかどうかというのが、最近私は心配になってますが、その

あたり今後どうされようとしているのか。先般の答弁でも、町の職員は算定できませんよという答弁がありましたけど、そのあたりは今後どう考えておられますか。

○議長（岡井馨一郎） 暫時休憩します、この場で。

午後 2 時 26 分 休憩

午後 2 時 26 分 再開

○議長（岡井馨一郎） 議会を再開いたします。

松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） ボリュームについては、はっきりした業者によって算出されますけども、単価の入力については職員のほうでやっておりますので、御了承ください。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9 番（加藤博徳議員） そうしましたら、これ通告書にありませんから問えないと思うんですけども、後でも結構ですから、今の入札金額のうち何%を自分で算出した金額で入札しているのかというのと同時に、全体の量の何%を委託設計に出しているのかというのを教えていただきたいと思います。

（「それは、答弁は必要ありませんね」の声あり）

はい、後で結構です、通告書にありませんので。

続けていいですか。

最後に、いろいろと御質問しました。先ほど来、皆さんの質問の中に、いろんな情報が入っているわけですけども、私は、常に考えますのは、やはりいろんなことへの事務取扱いのステップがよく見えてない部分があるなというふうなことを感じております。数回前の質問でも申し上げましたが、文書管理システムが、やっぱり民間と違ってできてないところに、我々、私自身が、そういう文書管理ができた上でのステップ管理というふうな見方してますので、分かりにくい質問の仕方もあるかも分かりませんが、先般福田首相のときに国会でこの文書管理システムの導入というふうなことが提案されて、内閣で出されましたけど、結局は廃案になりました。いかに公的施設の中での文書管理の仕方が、管理の導入が難しいのかなということを痛切に今回も感じさせていただきました。事あれば、またこの文書管理について御質問をさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後 2 時 29 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 住 田 英 次

松前町議会議員 田 中 周 作



6月26日（第3号）

平成29年松前町議会第2回定例会会議録

平成29年6月26日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 住 田 英 次  | 2 番 田 中 周 作    | 3 番 金 澤 浩    |
| 4 番 影 岡 俊 範  | 5 番 稲 田 輝 宏    | 6 番 城 村 トキ子  |
| 7 番 村 井 慶太郎  | 8 番 藤 岡 緑      | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 八 束 正   | 11 番 岡 井 馨一郎   | 12 番 早 瀬 武 臣 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊 賀 上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 町 長           | 岡 本 靖     |
| 副 町 長         | 升 田 年 紀   |
| 教 育 長         | 本 馬 毅     |
| 総 務 部 長       | 久 津 那 良 幸 |
| 保健福祉部長        | 大 政 哲 志   |
| 産業建設部長        | 徳 居 芳 之   |
| 教育委員会<br>事務局長 | 大 政 博 文   |
| 総 務 課 長       | 山 本 有 三   |
| 財 政 課 長       | 合 田 光 隆   |
| 財政課技監         | 近 藤 俊 彦   |
| 税 務 課 長       | 早 瀬 晴 美   |
| 国体推進課長        | 塩 梅 淳     |

|             |         |
|-------------|---------|
| 福祉課長        | 西岡  きわ子 |
| 町民課長        | 重松  修平  |
| 保険課長        | 小池  良治  |
| 健康課長        | 和田  欣也  |
| まちづくり<br>課長 | 松岡  謙三  |
| 産業課長        | 横山  眞史  |
| 上下水道課長      | 黒田  泰弘  |
| 会計課長        | 山田  運   |
| 学校教育課長      | 米澤  浩樹  |
| 社会教育課長      | 仲島  昌二  |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |        |
|-------------|--------|
| 議会事務局長      | 栗田  真吾 |
| 議会事務局<br>書記 | 楠田  匡志 |

平成29年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.3

平成29年6月26日(月) 午前10時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第2号 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第3 議案第23号 松前町執行機関の附属機関設置条例
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第4 議案第24号 松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第5 議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 上程 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決
- 日程第6 議案第41号 平成29年度松前町一般会計補正予算(第1号)
- 上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第7 議案第42号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第8 議案第44号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第9 議案第46号 平成29年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)
- 上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第10 議員派遣の件
- 閉 議
- 町長挨拶
- 閉 会

午前10時30分 開議

○議長（岡井馨一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

3番金澤浩議員、4番影岡俊範議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 請願第2号 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、請願第2号日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 請願第2号日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願。

請願第2号は、第70回国連総会決議で核兵器の人道上の帰結が採択された今、核兵器の使用も保有も拡散も禁止する核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結の交渉が進み、核保有国を含む大多数の国が賛同するよう、戦争被爆国の政府として行動するよう国に意見書の提出を求めるものです。

審査において、核不拡散条約を推進している諸国と核保有国が不参加である核兵器禁止条約の交渉国との関係に亀裂が生じる懸念があり、核不拡散条約において中心的に推進してきた日本政府としては、新たに核兵器禁止条約に参加した場合、今後の核不拡散条約の進展を阻むのではないかという意見。また、一本に絞っての請願であり趣旨が分かりやすいとか、世界の多くの国がこの条約の締結を望んでいる中で被爆国として行動すべきとの意見書の提出に賛成するという意見。また、趣旨には賛同できるので趣旨を採択するのはよいが、意見書まで提出する必要はないと考える。また、世界的な流れが判然としない現状では余り強烈な意見は出しにくい、時期尚早と考えるなどの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成少数で不採択と決しましたので、御報告申

上げます。

以上で請願第2号の報告を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

請願第2号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

請願第2号を委員長の報告どおり不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議があるということで、委員長の報告どおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡井馨一郎） 起立多数です。したがって、本請願は委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第23号 松前町執行機関の附属機関設置条例（上程、委員長報告
（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第3、議案第23号松前町執行機関の附属機関設置条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第23号松前町執行機関の附属機関設置条例について。

去る6月13日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第23号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、要綱による規定から条例により執行機関の附属機関を設置するため、所要の整備を行うものです。

審査の過程におきまして、条例で秘密保持を規定しているが、附属機関を構成する委員と秘守義務の契約をするのかとの質疑に対し、契約は結ばず、今回制定する条例において附属機関の構成員の秘密保持を規定し、守秘義務を設けているとの答弁がありました。

また、守秘義務を違反した公務員に対して、罰則規定は設けられているのかとの質疑に

対し、地方公務員法第60条に公務員が守秘義務違反をした場合の罰則規定が設けられているとの答弁がありました。

委員から、職を辞めた後でも分かりやすいように、秘密保持の範囲について明記する必要があるのではとの意見があり、この条例は附属機関の設置に関して規定しているものであって、第4条で附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は附属機関が属する執行機関が定めると規定しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第24号 松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（岡井馨一郎） 日程第4、議案第24号松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第24号松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例。

去る6月13日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第24号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、要綱で設置していた松前町公の施設指定管理者応募団体等評価委員会を地方自治法に規定する附属機関として条例設置するため、条例改正を行うものです。

審査の過程におきまして、第13条で損害賠償の免除の特別な事情について規定しているが、その範囲について規定しないのかとの質疑に対し、指定管理者の損害賠償義務について規定している項目であることから、損害賠償に関する事情の範囲を規定している。特別な事情の詳細な範囲について、条例では明記せず、その個々の状況で判断することになるとの答弁がありました。

また、改正前では町長のみで教育委員会が含まれていなかったが、今回の改正で教育委員会を含めるのはなぜかとの質疑に対し、松前公園や松前町ホッケー公園の管理に関する事務については、町長の権限に属する事務ではあるが、地方自治法の規定によって教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させている。今後も教育委員会所管施設の指定管理導入を考え、全体的な文言の見直しの中で教育委員会を明記したものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第5、議案第25号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第25号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

去る6月13日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第25号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、人事院規則の改正趣旨に基づき、育児休業の再度取得や育児休業期間の再度の延長ができるように条例の一部改正を行うものです。

審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第25号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第41号 平成29年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第7 議案第42号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第8 議案第44号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第9 議案第46号 平成29年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第6、議案第41号平成29年度松前町一般会計補正予算第1号、日程第7、議案第42号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第8、議案第44号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号及び日程第9、議案第46号平成29年度松前町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長早瀬武臣議員。

○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員） 去る6月13日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第41号、議案第42号、議案第44号、議案第46号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第41号平成29年度松前町一般会計補正予算第1号は歳入歳出予算に3億2,107万7,000円を追加し、総額を100億3,317万6,000円とするものです。

歳入予算で主なものは、国庫支出金を1億346万2,000円、繰越金を1億153万円、町債を9,070万円増額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、旧保健センターの解体及び駐車場整備について質疑があり、設計前なので何台分駐車可能スペースを確保できるか不明だが、20台前後の駐車を見込んでいる。今回議決いただければ、設計業者の入札を行い、来年度当初予算に解体及び駐車場整備費を計上、来年末をめどに整備できるよう対応したいとの答弁がありました。委員から、費用対効果も考え、災害にも対応できる立体駐車場整備などの中・長期的な視野のプランを駐車場不足解消に向けて検討すべきとの意見がありました。

また、賃金の状況について質疑があり、資格職については格差を解消するため、平成29年度から処遇改善や見直しを行っており、臨時職員やパート職員は県の最低賃金や他市町の状況、正規職員とのバランスを考慮し賃金を検討しているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管については、コミュニティ助成（宝くじ）事業について質疑があり、前年度9月頃に全区長に対し要望調査を行い、出てきた要望に町の基準で優先順位を付け、自治総合センターに提出している。採択決定された地区の事業に対し助成がある。宝くじによる補助がある間は、事業を継続していく考えである。今年度は4地区からあった要望のうち、東古泉地区の要望が採択された。事業費が250万円までの場合、補助率が100%となり、東古泉地区の場合は事業費160万円が全額助成される。採択されなかった地区の区長に対しては、結果を報告し理解いただいているとの答弁がありました。

委員からは、町の優先順位の基準を全国的な基準に合わせていく必要があるとの意見がありました。また、宝くじによる補助がなくなった場合のコミュニティ助成の考え方を示してほしいとの意見がありました。

次に、産業建設部所管については、町道西古泉筒井線整備の伊予鉄道の踏切移設について、伊予鉄道の積算額を計上しているが適正なのかとの質疑があり、国と鉄道事業者が公共事業において実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事においては、その透明性確保の徹底に関し申合せを行っており、町が伊予鉄やJRに工事委託するときは申合せに基づき、鉄道事業者が提出する書類をチェックすることになるとの答弁がありました。

また、橋梁長寿命化修繕の道路橋点検について質疑があり、点検は近接目視で点検しており、1橋当たり3名程度で実施しているとの答弁がありました。

また、町道西古泉筒井線の全線開通の時期についての質疑に対し、西古泉筒井線整備に着手した平成25年度には、国費の要望額に対してほぼ満額の財政支援がされていたが、今年度は要望額に対し15.8%の交付率となっており、今後も回復する見通しがないため、事業完成の時期は未定との答弁がありました。

委員から、住民も全線開通を心待ちにしており、状況を町民に知らせる必要があるとの意見があり、状況に動きがあれば議会へは報告するし、住民の方が不安に思っておられるようなら周知していきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管については、松前町ホッケー公園施設管理について、備品購入費は全額町負担になるのかとの質疑があり、備品については国体開催中は国体推進課が運営委託するため、国体期間中は使用しない。国体終了後のホッケー大会、多目的での軟式野球やソフトボールの大会に対しての備品購入費であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第42号松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号については、国民健康保険の広域化への対応に係る費用等を補正するものであります。

審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第44号松前町介護保険特別会計補正予算第1号については、松前町執行機関の附属機関設置条例の制定に伴い見直された委員の報酬等を補正するものであります。

審査においては、一般会計繰入金職員の給与費等が増額補正されているが、一般職員の給与の増と考えてよいかとの質疑に、この職員給与費等は一般職員の給料と事務費に相当する費用の部分で、当初予算時は9名分の人件費で、補正後には10名分の人件費が計上されている。保険課職員の数に昨年度と変更はないが、昨年度は県からの派遣された職員の人件費を県が支出していたが、今年度は町職員が配置され、その1名分の人件費を計上したため大きく増額されたとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

最後に、議案第46号松前町水道事業会計補正予算第1号については、第6次拡張事業に係る費用を補正するものであります。

審査においては、西古泉浄水場整備事業の用地交渉について質疑があり、用地については今後の調査等により、適正な場所や広さを求めることとなるが、現時点では決まっていないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

以上で議案第41号、議案第42号、議案第44号、議案第46号の審査の内容とその結果についての御報告を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

議案第41号について質疑を行います。

予算で質疑は終わってますから、本会議では申し合わせ事項でできないということになってますので。あと、申合せ事項をまたじっくり読んでください。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第41号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議ありということで、議案第41号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡井馨一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第42号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第42号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第44号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第44号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第46号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議員派遣の件

○議長(岡井馨一郎) 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、そのとおりに決定します。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

お諮りします。

各常任委員会が松前町委員会条例に規定する所管事項のため、閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の許可をいただきましたので、平成29年第2回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後町政運営に当たりまして十分に配慮してまいります。

さて、先週の木曜日、6月22日は国体の開催までちょうど100日という節目の日でした。

この機会に国体開催の機運の醸成を図るとともに、地元開催競技のPRを行うため、まず2日前の20日には青葉幼稚園の御厚意によりまして、同幼稚園においてボクシングみきゃんの張り絵を行ったり、ホッケーのスティックを工作して飾り付けを行うなど、地元開催競技について子どもたちの理解を深めてもらうためのイベントを実施しました。

また、開催100日前当日には、エミフルMASAKIにおいて100日前イベントを開催し、啓発グッズを配布したほか、地元開催競技をデザインした塗り絵を行い、それをオリジナルマグネットにしてプレゼントするなどのPRを行いました。会場には、子どもから大人まで多くの方に御来場いただき、皆さんが思い思いに彩った世界でたった一つのオリジナルマグネットがたくさん完成していました。

そのほか、皆さんからいただいた応援メッセージを国体開催までのカウントダウンと併せて、フェイスブックなどで掲載しております「愛顔つなぐ応援メッセージリレー」をこのイベントでも実施し、多くの方からメッセージをいただきました。今後も、様々な機会を通じて間近に迫ってきた国体をPRし、開催に向けた機運を更に盛り上げてまいります。

最後に、これから暑さも日増しに厳しくなってまいります。議員各位におかれましては、一層御自愛くださいますとともに、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡井馨一郎） これにて平成29年松前町議会第2回定例会を閉会します。
午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 金 澤 浩

松前町議会議員 影 岡 俊 範